

平成28年第5回飛騨市議会定例会議事日程

平成28年12月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第136号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第137号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第138号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第139号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第140号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第7	議案第141号	飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について
第8	議案第142号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第9	議案第143号	指定管理者の指定について(飛騨市デイサービスセンター等)
第10	議案第144号	指定管理者の指定について(飛騨市大無雁コミュニティーセンター)
第11	議案第145号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティーセンター)
第12	議案第146号	指定管理者の指定について(飛騨市坂下生活改善センター)
第13	議案第147号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川町高齢者コミュニティーセンター)
第14	議案第148号	指定管理者の指定について(飛騨市東町コミュニティーセンター)
第15	議案第149号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第16	議案第150号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第17	議案第151号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
第18	議案第152号	飛騨市電線類の設置基準を定める条例について
第19	議案第153号	財産の無償譲渡について(栄町ふれあい広場)
第20	議案第154号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第155号	平成28年度飛驒市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第22	議案第156号	平成28年度飛驒市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第23	議案第157号	平成28年度飛驒市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第24	議案第158号	平成28年度飛驒市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第25	議案第159号	平成28年度飛驒市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第26	議案第160号	平成28年度飛驒市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第3号)
第27		一般質問

## 本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 3 6 号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 1 3 7 号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 1 3 8 号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 1 3 9 号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 1 4 0 号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 1 4 1 号	飛騨市ロスト・ライン・パーク条例について
日程第 8	議案第 1 4 2 号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 1 4 3 号	指定管理者の指定について（飛騨市デイサービスセンター等）
日程第 1 0	議案第 1 4 4 号	指定管理者の指定について（飛騨市大無雁コミュニティセンター）
日程第 1 1	議案第 1 4 5 号	指定管理者の指定について（飛騨市西忍コミュニティセンター）
日程第 1 2	議案第 1 4 6 号	指定管理者の指定について（飛騨市坂下生活改善センター）
日程第 1 3	議案第 1 4 7 号	指定管理者の指定について（飛騨市宮川町高齢者コミュニティセンター）
日程第 1 4	議案第 1 4 8 号	指定管理者の指定について（飛騨市東町コミュニティセンター）
日程第 1 5	議案第 1 4 9 号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	議案第 1 5 0 号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第 1 5 1 号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 1 5 2 号	飛騨市電線類の設置基準を定める条例について
日程第 1 9	議案第 1 5 3 号	財産の無償譲渡について（栄町ふれあい広場）
日程第 2 0	議案第 1 5 4 号	平成 2 8 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 4 号）
日程第 2 1	議案第 1 5 5 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 2	議案第 1 5 6 号	平成 2 8 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 3	議案第 1 5 7 号	平成 2 8 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 4	議案第 1 5 8 号	平成 2 8 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 5	議案第 1 5 9 号	平成 2 8 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 6	議案第 1 6 0 号	平成 2 8 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 2 7		一般質問

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	藤	井	義	昌
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	清	水	雅	貢
企画部長	水	上		廣
商工観光部長	石	腰	明	豊
環境水道部長	湯	之		宏
市民福祉部長	柚	下		誠
農林部長	柏	原	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	木	順	一
病院管理室長	佐	場	哲	哉
		藤		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十	松	昭	英
書記	中	垣	由	香

平成28年 第5回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

通告No.	質問者	質問事項	
1	高原 邦子	①市政をより市民が身近に、理解し、参加、協力できるためには ②監査業務に対する市の考え方を問う	6日午前
2	中村 健吉	①雇用促進住宅民間売却後の跡地利用計画について	〃
3	澤 史朗	①災害時の対応は万全か ②入園・入学祝金について ③市職員の勤務体制について	6日午後
4	洞口 和彦	①空き家対策について ②先端科学都市構想の推進事業の推進について	〃
5	中嶋 国則	①空き家対策（農地等付き物件の売買）について ②木質バイオマス活用促進事業について ③市道下野～信包線の急勾配解消について	〃
6	野村 勝憲	①飛騨市の地方創生の取り組みとまちづくりについて ②古川祭がユネスコ無形文化遺産となった後の取り組みについて ③海外・国内で友好交流都市提携を結び交流促進を図る	7日午前
7	仲谷 丈吾	①飛騨市の文化財について ②飛騨市の防災について	〃
8	前川 文博	①市有財産について ②学校の熱中症対策について	〃
9	徳島 純次	①災害に対する事前対策について	7日午後
10	住田 清美	①高齢者福祉について ②病児・病後児保育について	〃

※時間の関係上、午後からの予定者が午前となる場合があります。

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により13番、高原邦子君、1番、仲谷丈吾君を指名いたします。

◆日程第2 議案第136号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

から

日程第26 議案第160号 平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）

日程第27 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第136号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第26、議案第160号、平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）までの合わせて25案件につきましては会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。25案件の質疑とあわせて、日程第27、一般質問を行います。

それではこれより順次、発言を許可いたします。最初に11番、野村勝憲君。

なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

皆さんおはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、一番バッターとして質問させていただきます。

私は9月議会が終わりまして10月、11月に、飛騨市のPRを兼ね地方創生の取り組みとまちづくりの2点を主なテーマに、奈良県、三重県、愛知県、岐阜県の18市と2つの町の自治体を訪問してまいりました。その市や町を訪問して学んだことは、改めて地方創生やまちづくりはコンサルなど他力本願ではなく市民との協働で、お互いが知

恵と汗をかき「温故知新」「交流」「提携」の3つの要素を取り入れて取り組むことだということを確認してまいりました。

そこで、今回学んだことや私の経験、提案等も入れてまず1点目、飛騨市の地方創生の取り組みとまちづくりについて。2点目、古川祭がユネスコ無形文化遺産となったわけですが、今後の取り組みについて。3点目は、海外・国内で友好交流都市提携を結び、さらに交流促進を図るべき。の大きく3点について質問をさせていただきます。

きょうは資料をいくつか用意しておりますので、ちょっと参考にさせていただきたいと思います。

まず1点目、飛騨市の地方創生の取り組みとまちづくりについてです。

地方の各自治体を訪問してみますと、最初の課題に挙げていたのが若い人の働く場が少なくなっているとのことでした。飛騨市も平成25年10月に発表した市民アンケートでは、人口減少・少子化に歯止めがかからない要因は何ですかの問いに対して「働く場がない」と回答した人が約8割の77.7%と最も高く、又、今後、特に力を入れてほしいことの問いに対して「雇用の場の確保」と回答した人が約6割の54.5%と高くなっておりました。飛騨市のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、まず地域を代表する産業の強化と新たな産業の創出を図ること、すなわち「しごとの創出」を最重点課題に進めるべきと確信しました。そこで次の6点について質問します。

1点目、雇用の場の確保に対して市の対応はいかがですか。平成26年3月議会で私が一般質問した、市民が最も力をいれてほしいと望んでいる「雇用の場の確保」について市は今日までどのように市民に対して応えてきたのか具体的に示してください。

2点目、過去4年間の企業誘致の成果と取り組みについてです。井上前市長は、2期目にあたり460人の職員と共に自らはトップセールスマンとして企業誘致に全力で取り組むと所信表明されており、それから既に4年以上が経過しました。そこで、具体的に市の職員はどのような活動をされたのか。例えば企業誘致に具体的にどのようなところにアプローチされたのか。そしてその成果はどうだったのかを具体的にお示してください。

3点目、飛騨市の地方創生の改訂版のポイントは。飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略を発表して間もなく2年目を迎えます。いよいよ見直しの時期に入っていると思います。これから国に対してある程度絞り込んで交渉しなければなりません。いろいろとヒアリングをしていますと、これからは競争の時代に入っていくと。それぞれの自治体が個性を出して、打ち出して国にアプローチするというようなことを情報を入れてまいりました。そこで今後のポイントをお示してください。

4点目、内閣府が「企業版ふるさと納税」の認定の申請を募集しております。現在、内閣府が呼びかけている「企業版ふるさと納税」は、直近では熊谷市のラグビーによるまちづくり事業など全国で157件認定されております。飛騨市もここで特化領域を出すために認定申請をしたらいかがでしょうか。

5点目、飛騨市総合戦略の概要版を作成したらどうでしょうか。実は、いろいろ回ってまいりました。例えば具体的に申しますと、これは飛騨市のまち・ひと・しごと総合戦略版。これは残念ながら冊子になっておりません。市民の手には届かない。しかし、ホームページで、インターネットで紹介されるということです。他の自治体を回りますと、20ある内の代表的なところでは、これは奈良県の自治体のものです。まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンに分けて、こういう形で市民にわかりやすく概要版を作っております。これは九州の自治体ですけども、ここも人口ビジョンと創生総合戦略とに分けて、さらに1ページものでこういう形で市民の手に届きやすいようにそれぞれ人口ビジョンと総合戦略の概要版を作っています。要はどういうことかといいますと、市民にわからないと意味がないんです。地方創生というのは民間と一緒に行政が協働で、先ほど言いましたように、協働できっちりと総合戦略を練っていくということです。そういうことで、ここに書いてありますように残念ながらコンサル会社も加わって作成した飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、多くの市民には理解されていません。また知らない人が多いです。この際、カラーで1枚の飛騨市総合戦略の概要版をつくって、全世帯に配布し市民が協働しやすい、いわゆる参加しやすい環境を作ったらいかがでしょうか。

最後に、飛騨市まちづくり協議会、これは別の名前になりましたが、4年間の総括と成果はどうだったのでしょうか。私は、平成26年9月議会で、「まちづくりは民間主導で「温故知新」を取り入れコンサルに頼むのではなく、各地域のアイデアや資源を活かしてすすめるべき」と一般質問をしております。平成27年度はコンサル会社委託料を含め約1,720万円が飛騨市まちづくり協議会に市から支出されております。この11月、皆様もご存知だと思いますが名称を「ひだプラス」に変え再スタートしました。発足して4年になりますが、その総括をまだ私どもは聞いておりません。その総括と成果を具体的にお示してください。以上6点です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。地方創生の取り組みとまちづくりについて、6点お尋ねをいただきました。5番目を除いて全部私からご答弁申し上げます。

まず、雇用の場の確保についてお尋ねがございました。この件につきましては、市民の皆さんとの意見交換、あるいは私も様々な場面で、若者が定着できる場をとということで、多くのご意見があることは承知を致しておりますし、市民の皆さんの関心が大変高いテーマであるということも十分承知を致しております。

他方で市内の現状を見てみますと、市内の企業は軒並み人手不足でございまして、つまり、雇用の場がほしいと言われている一方で、雇用する企業では人が足りないと言っ



ている。このミスマッチが大きな問題であると認識しております。この背景には、「働く場所」が不足しているのではなく、「働きたい場」が不足しているということが大きな問題ではないか、それが構造的な問題ではないかと認識しております。

ここでいう「働きたい場」の不足というのは、岐阜県全体あるいは地方全体に共通する課題といっても過言ではないというふうに今認識をされているわけございまして、どういう場が求められているかということについては、製造業よりも都市部の立地が優位なサービス業、中小企業よりも大企業という流れにあるというのが、これも地方全体に通ずるトレンドでございます。そして、その職業志向の変化というものが雇用のミスマッチを生み出しているところのように認識をしております。

では、そうした大企業がない、あるいはサービス業が少ないという地方は打つ手が無いのかというと、そうではないというふうに私は思っております、そもそも学生に地方企業の魅力が伝わっていないという大きな問題があるのではないかと考えてございます。したがって飛騨市におきましても、まずは市内企業の、市内にある既存企業の魅力をよりよく伝えるということが重点であるべきではないかと考えております。

具体的にその取り組みの一部を申し上げますと、高山市と一緒に就職ガイダンスを年間4回開催しております。また、市のホームページ上の飛騨市企業紹介サイト「企業ステーション飛騨」が立ち上げられておりますし、ハローワークからの求人情報とともに、市独自でも求人情報を随時掲載しているところでございます。さらに、「広報ひだ」で、平成24年4月から22回、これまでに「飛騨市を支える地元企業」という見出しで既存企業の魅力を伝えるべく連載が行われておるところでございます。

今年度ですが、先ほどの「企業ステーション飛騨」をリニューアルしまして、さらにメールでの就職情報発信、スマートフォン対応の強化という取り組みを図っております。また、高校生をターゲットにイメージのいい地元就職情報誌を作るということも今、制作に入っているところでございます。

こうしたことを通じまして、今後ともこれまで以上に、地元既存企業の魅力発信に努めることによりまして、雇用の場の確保、ミスマッチの解消ということを少しでも図っていきたくと考えているところでございます。

それから二番目でございますが、過去4年間の企業誘致について成果と取り組みということのご質問がございました。

企業誘致活動というのは、飛び込みで来て下さいというような活動を意味すると思われる方が多いかもしれませんが、実際は、いずれの自治体においても、いわば「商品」としての工場用地の情報を常に把握しておいた上で、工場用地を探しているというわずかな情報あるいは新たな投資情報を幅広くキャッチして、少しでもきっかけを見出したらいち早く迅速に動いて誘致をするという、これが企業誘致であります。したがって、飛び込み営業とは意味が違うわけでありまして。

また、新しい企業の進出のみが企業誘致というふうに捉えられがちですけれども、現在は、これもどの自治体においても既存企業の拡張、事業拡張の支援も立派な企業誘致活動だというふうに認識されておるところでございます。

飛騨市におけるこれまでの実績を調べてみますと、例えば、古川町宮城町に「北陸電気工業の跡地」というのがございます。ここは過去4年間に15件程度、問合せが実際に来ております。しかし、残念ながら誘致には至っていないということなんですが、その都度条件提示をし、問合せいただいた会社を訪問し、そして積極的に来て下さいという誘致をしてきたと、このように認識しております。

実は、私の市長就任後4月早々にも同じようなことがございまして、具体名は申し上げませんが、名古屋の企業でございましたがお話がございました。事業用地を探しているというお話がございました。市内の複数の土地の情報を持ちまして、もう情報が入ったその日のうちに、情報が入ったのは午前だったと思いますが、午後には部長以下職員をすぐに派遣しまして、会社のほうに連絡をとってすぐに行かせまして、そして誘致活動そうした情報提供をし、ぜひ来て下さいという展開を致しました。その後すぐに副市長を派遣を致しまして、その後も断続的に毎日のように働きかけを行ったわけでございます。そして、私も日程を調整致しまして、さあ訪問しようとしていた矢先でございましたが、残念ながら取水量の確保、あるいは災害時のリスク回避の想定要因から他の地域での立地を決定させていただいたという旨の連絡が入りまして、残念ながら不成立であったわけでございます。実際の企業誘致活動というのはこういう形で行われておるわけでございます。また、具体的には申し上げられませんが、現時点においても同様に、誘致を進めている案件がございます。

こうした情報、つまり新たな事業用地、拡張用地を求めているという情報は、様々な方面からもたらされるわけでありまして、それを幅広くキャッチしておく、キャッチする体制を整えておくということが大事であるわけでございます。

そのために、私自身もなんですが、市内企業の親会社へ企業訪問に行きまして、社長さんと面談をしまして、事業拡張あるいは関連事業の展開、将来の見通し等についてお聞きする中で、これは芽があるなということを早くからキャッチするということに取り組みさせていただいておりまして、私自身もことしもそういった格好で出張を致しております。

また、誘致を進めるためには、進出の条件を整えておくということも大事なことでございまして、飛騨市での企業誘致が進まない一番の原因は、先ほどのように、条件にあった土地が確保できないというところが一番大きな課題であります。同時に労働力の確保ということも問題でありまして、企業が進出したが人が雇えないということでは企業が立地をしてくれないという問題もございまして、それに対する支援体制を整えることも重要であると考えております。

例えば、本年度の企業訪問を致しました際に、ある企業からは海外工場から外国人労

働者を当市の工場へ研修移動させたいという旨の計画を伺ってきたところでございます。そういったしますと、外国人労働者に対する言語面あるいは生活面、そういった形で企業の要望に沿った具体的な支援を整えることも、これも事業拡張、誘致につながるといふふうでございまして、そういったことも重視をしていく必要があると考えております。

また、助成金の交付、これも大事な手段でございまして、市内の企業立地の促進及び雇用の確保に努める事業所を応援するために、「飛騨市企業立地促進助成金制度」がございまして。直近では、この秋に、古川町の（株）飛騨ダイカストが工場拡張をされまして、13人従業員が増加した、ちなみにこの内7人は飛騨市民ということでございまして、こうした例も出てございまして、こうした取り組みには積極的に支援をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、企業誘致活動は多面的な情報収集、迅速な行動、普段からの条件整備、これがあってはじめて実現するものでありますので、今後も努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

それから3番目と4番目にお尋ねの地方創生の改訂版のポイント、それから企業版ふるさと納税の認定申請のお話がございました。一括してお答えをしたいと思います。

飛騨市の総合戦略でございまして、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく計画ということで、飛騨市においてまち・ひと・しごとの創生及びその具体的な方向性を定めるものであるということでございまして。ですが、これは実質的にはありていに申し上げますと、国の地方創生推進交付金の交付要件を満たすために作成をしておると、策定しておるという認識で私はおります。実際に、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地方版総合戦略に記載があることが前提となって、別途地方再生法に基づく地方創生計画及び事業実施計画を策定・申請し、その上で国の認定を受けると、こういうことになっておるわけでございます。また、計画の見直しですが、効果を検証し、必要に応じて改定するというようになっておりますけれども、毎年必ずしも改訂を行わなければならないということではないということになっております。

飛騨市のこの取り組みでありますけれども、飛騨市総合戦略に基づくという形で、これは今年度になってからですが「飛騨神岡宇宙最先端科学パーク構想」、それから「飛騨里山文化遺産誘客推進プロジェクト」の2つの事業を作りまして、いち早く第1回目の国の募集時に国に申請をいたしまして、既に本年8月30日に地方再生計画の認定と推進交付金の決定を受けたところでございます。これは、先ほど申しましたように第1次の募集で既に手を挙げたわけでございます。全国の自治体で申請があったのは広域連携分を除いて592事業でございます。592のうちの2本を飛騨市が取ったということです。岐阜県内に限って見ますと14事業しか申請されておらず、そのうちの2事業を、2つの事業を飛騨市が申請して取ったということでございます。

関連して申し上げますと、企業版ふるさと納税、議員ご質問の企業版ふるさと納税な

んですが、これはこの地方創生計画が認定されてはじめて可能となるわけでありまして、飛騨市の場合は、この神岡町の宇宙物理学研究を紹介する施設整備、昨日も洞口議員のお尋ねがございました、スカイドームの改修の部分とでございますけども、これについて企業版ふるさと納税の活用を申請しておりまして、8月時点で既に認定を受けております。この企業版ふるさと納税でございますが、これはちなみに事業費が確定をいたしまして、市が対象事業費の支払いを行った後に受け入れが可能になるものですから、最初の受け入れは早くても平成30年度に入ってからということに実際はなってくるわけでございますが、先ほど申し上げましたように既に8月の時点で認定を受けておるということでございます。

ちなみにこの企業版ふるさと納税は、申請時点である程度約束を取り付けておきなさいということになっておりまして、既に複数企業から計数千万円の寄附のお申し出をいただいております。私自身もこの後また飛騨市以外に本社がある関連企業に訪問いたしまして、企業版ふるさと納税の制度、これは大変有利な制度でございますので、この説明を行うということで地ならしをしていきたい、既に地ならしを始めておりますし、また今後、事業費が明確になった段階で、具体的にどれだけお願いしたいということで、訪問して企業版ふるさと納税のお願いをしに行きたいというふうに考えておるところでございます。

最後、まちづくり協議会の総括と成果というお尋ねがございました。このまちづくり協議会につきましては、私の見方を含め少し詳しく答弁させていただきたいと思っております。

まず、協議会の経緯でございます。平成24年10月に、当時の井上市長が会長となって設立されたのが飛騨市まちづくり協議会でございます。部会が5つございまして、交流促進、景観形成、特産開発、人材育成、定住促進の5部会が設置されております。

大きなテーマは「市内の観光消費額の拡大」ということが目標にされておまして、その手法等につきまして、市内の関係団体の方に議論をいただき、モニターツアーや勉強会、アンケートなどをその後実施してきたとそうように承知いたしております。

ところが、次第にその内容が変化をしまいいりまして、まちづくり協議会の構成員の方々を、飛騨市の観光消費額を上げる「主体」だと位置づけるようになりまして、市の政策目的を実現する機関としての役割を求めるようになってきたと、このように認識しております。

そうした中、平成26年度になりますと、協議会が円滑に進まなくなりまして、運営のサポートを市内のコンサル会社であります「美ら地球」に委託をしたという経緯になっております。

そして平成27年度、これは昨年度でございますが、さらに流れが変わりまして、市が運営の主体から退き、会長を市長から民間の方へ代わっていただくという流れになりまして、そして、まちづくり協議会の運営を、引き続き「美ら地球」に委託し、市内の各団体と市役所の連携強化、それから若者の「まちづくり」に対する動機づけ活動を行

う団体へと内容が変わっていったのであります。

これまでの事業費でございますが、平成25年度は57万4,000円余、26年度は委託料を中心に270万6,000円余でございます。そして昨年度27年度でありますけれども、総額1,527万円を委託料として支出いたしまして、その他に事務費として約194万円を支出したということでございます。この委託費の内訳ですが、飛騨市の将来ビジョン明確化事業として614万8,000円、市内の各種団体と市との意見交換等のマネジメント事業として249万5,000円、情報紙の発行や、座学「ひだびとに飛騨を学ぶ」の開催など、地域住民の誇り回復事業として662万7,000円ということでございます。

そしてその成果でございますが、観光消費額の拡大という点におきましては、そもそも構成員が既存の飛騨市観光協会や旅館組合、特産会などと重なる部分が多いうえ、具体的な活動というよりは議論に終始したきらいがございまして、協議会ならではの成果を上げるには至らなかったのではないかとこのように考えております。

昨年度についていえば、コンサルに委託する格好で事業が実施されたわけでありまして、地域情報紙「まゆうま」の発行や座学「ひだびとに飛騨を学ぶ」これは私は、大変水準の高い素晴らしい活動であったと思っておりますけれども、これらは別途に情報紙の発行の業務委託、あるいは生涯学習的な講座開催としても開催できるわけですので、まちづくり協議会の成果としては捉えておりません。

また、会議の開催を通じて市と民間団体との連携体制づくりをするというのがこの事業の中に含まれておるわけでありまして、これらは普通の仕事の中で市が当然にして取り組むべきでございますから、成果とは言えないというふうに思いますし、そもそもこれらを委託したこと自体に違和感を感じざるを得ないというふうに私は考えております。

他方で、若い人たちが飛騨市の将来ビジョンを語り、自分たちのやりたいまちづくり活動について語り合った「ビジョンセッション」、これは大変大きな成功を収めたのではないかと考えております。3月の最終発表会には、私も参加させてもらいましたけれども大変盛り上がりまして、「この活動を続けていきたい」との意気込みも高まっております。

実際に今年度に入りましてからも、このセッションをきっかけとしたまちづくり活動が始まっておりまして、吉城高校の先生方とのワークショップ、これもつい先日行われました。また、木工や木育をテーマとしたイベントの開催、これは今週の日曜日に行われます。こういったことが実際に起きてきておりまして、これは大きな成果だと私は考えております。

今後の展開なんですけど、私としてはまちづくり協議会は、文字どおりまちづくりを推進する母体であるべきであって、第二の観光協会のような組織である必要はないと考えております。

そして、まちづくりというのはそもそも、先ほど議員も少しお触れになりましたが、市民の自らのアイデアややる気によって、自主的かつ自由に、何の義務も課せられることなく思うがままになされるべきものであるというのが私の認識でございます。そして、私自身もこれまでそうした考え方の元で、自らのまちづくり活動に取り組んでまいりました。

そして、まちづくり協議会は、そうした活動が市内にたくさんあるわけでございますので、そうしたまちづくり団体を応援することによって、飛騨市に活力をもたらすということを目的に活動するべきでないのかと考えております。そして、特に、先ほどまちづくり協議会の成果だと申し上げました、ビジョンセッションを通じて高まった若者の意欲を具体的なまちづくり活動へと発展させていく支援を行う、こうした中核組織として機能することが望ましいと考えてきたところでございます。

こうした考え方に基づきまして、今回、まちづくり協議会を全面的に改組する形で、「ひだプラす」の発足に至ったということでございます。ここでは、実際にまちづくり活動をされている若い方々が運営の中核となって、普段の自分たちの活動に関する発表会、他の先進的なまちづくりの担い手を招いての勉強会、それからまちづくり活動を行っている人同士の交流会、こうしたものを行っていくこととしており、既に様々な計画がなされ、実行に移され始めております。活動内容は、メンバーの方々に自由に考えていただく、そして市は実施のお手伝いをするというスタンスでおりまして、会の名称も、役員の方々に自由に考えてくださいということで生まれてきたのがこの「ひだプラす」という名前であったということでございます。

それからまた今年度から「小さなまちづくり応援助成金」というものを始めました。8月に市民参加・公開プレゼン方式の審査会を実施いたしてございまして、この中の議員の方々も何人かおみえになっていただいたわけでございますが、終わった後に多くの市民の皆様から、「こんなに素晴らしい団体があることを初めて知った」というような、非常に大きな反響があったわけでございます。そうしたことを踏まえまして、こういった審査会そのものもまちづくり活動の振興に資するものという思いでおり、今後「ひだプラす」の皆さんに運営を委ねていきたいというようなことも考えております。

また、現在取り組んでおります、新たなまちづくり活動の実践・発表の場として、おんぱく手法を用いた「飛騨市みんなの博覧会」という取り組みを今まさしく進めようとしているわけでございますが、これもまちづくり活動に関する実践・発表の場になると考えておりますので、こうしたところもまちづくり協議会と密接に連携する中で実際のプログラムの提供ということにも加わっていただきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても今後は、新生まちづくり協議会である「ひだプラす」を中心に、飛騨市のまちづくり活動を大いに支援していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 水上雅廣 登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

5点目の飛騨市総合戦略につきましては、地方創生推進交付金を申請する基礎となる計画であるという位置付けであると考えております。したがって、市民にお伝えすべきは総合戦略全体というよりもむしろ、これから力を入れて取り組む事業、例えば宇宙物理学研究紹介施設の整備ですとか、レールマウンテンバイクの延伸にかかる事業ですとか、古川祭の世界遺産登録を契機とした様々な事業、そういったものを、具体的な事業に関する情報を提供していきたいと考えております。こうした事業につきまして、具体的な事業を「広報ひだ」あるいはホームページ、そういったところで分かりやすく皆様にお伝えをしていく、こういった取り組みをまず進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔企画部長 水上雅廣 着席〕

○11番（野村勝憲）

大変詳しい説明でありありがとうございました。それで1、2点再質問させていただきま

す。きょう、このチラシを用意しております。議員のお手元にもあります。私はなぜこれを用意したかと言いますと、先ほどまちづくり協議会のことで質問をいたしました。私は私なりになぜまちづくり協議会が4年間、なかなか成果がでなかったのかということは官主導で行ったと、会長が市長で副会長に副市長ということで要するに官主導。これはふるさとまちづくり木の国まちづくりの人達を中心となって、仲間づくり・人づくりの流れの中で作っていらっしゃるんですね。これはまさに民間の魂がこもっておるんです。この表を見ますと、当時の飛騨古川青年会議所、古川町観光協会、そして古川町・岐阜県。国も入っておりますけども、それぞれ役割分担があるんです。これを、紐解いてみますと明らかに行政は黒子になっているわけです。さらにもっと指摘したいのは、それぞれチーム力、それぞれのチーム力が発揮されているんです。それぞれがキャッチボールをしているんですね。ドッジボールといいますか。ラインがあってお互いが切磋琢磨して、そして分析してそしてこういう形で実際この木の国ふるさとのまちづくりは成功したと思います。サクセスがあるんです。このサクセスがあるのにどうして4年前のまちづくり協議会に生かせなかったのか、この辺は副市長にお尋ねしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（小倉孝文）

私どもの宮川村時代でございます。確かに古川の、議員おっしゃいましたように、「木の国ふるさと」という団体があることは知っておりました。その団体を招きまして、私たち宮川村におきまして——宮川好きです宮川村という。これもまさしく市民が立ち上げた団体です。その中でも大きくは青年団、その当時ことばは悪いんですが老人会。その間に団体がないということで、壮年会という組織を立ち上げまして、そこが中心になってその当時の宮川村のまちづくりをお遅ればせながらやってきたということが事実でございます。これも全て今ほどいいましたように「木の国」というその当時、村坂さんだったと思うんですが、招き講演いただきました。そういうまちづくりを行ないたいという理念の基でした。

4年前のまちづくり云々につきましては、私はその当時関わっていたわけではありませんが、私はまちづくりというのはやる気のある団体が進んでやることではないかと基本的には思っております。そのことが大きな芽になり、地域の振興を支えていくということとして、この4年前のまちづくりの私からは答えさせていただきませんのでよろしくお願いいたします。

○11番（野村勝憲）

どちらにしてもまちづくりというのは心が一番だと思いますので、その旨よろしくお願いいたします。

先ほど市長から地方創生について丁寧な答弁がありました。特に企業誘致というのは私も企業人でしたから、このエリアは大変難易度が高いということはわかっております。しかし、難易度が高くてもターゲット戦略、どういう企業にするんだとか。あるいは企業だけでなくこれから空き家が増えてきます。その空き家対策で、前にも1回質問したことがあると思いますが、例えば車のディーラーさんは営業マンがいっぱいいるわけです全国に。トヨタ系でもスズキ系でも。そういう人たちがこちらへ来てですね、短期で1週間でもいいから研修すればこういったものを提供するというのも飛騨市の特性を生かしたものだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大変素晴らしい御提案かと思えます。やはり、知っていただくということが候補にさせていただく一つの大きなテーマではないかと思えますし、いろんな課題がありながらも会議の誘致ということテーマに掲げてやろうということで話もしております。また、そうしたことについても先般も観光協会の皆さんといろいろ議論をさせていただいておりますので、そうした中で、「あっ、ここにもこういう可能性のある土地があるのか」ということを知ってもらう取り組みもこれからしていきたいと思っております。



○11番（野村勝憲）

コンサルのことでもう少しおさらいしたいと思います。財政課長、確か平成27年度の要するにコンサル、トーマツさんに支払った総合戦略は約700万円でしたよね。

□財政課長（野村久徳）

そのように記憶しております。

○11番（野村勝憲）

総合戦略策定に699万8,400円もう一つ、起業家誘致育成に959万,0,400円トータルで約1,660万円というものがトーマツさんに支払われているんです。先ほど全部で20の自治体を回ってきましたということで、地方創生の関連で私なりにコンサルについていろんなところに問い合わせをしました。全部把握しているわけですが、その中で残念ながら飛騨市は700万円としてもトップクラスの支払いです。大体、20回った市の中で5つの市はコンサルにはお願いしていません。その中で8市が銀行経営のコンサルにお願いしているということで、平均300万円から400万円くらいでした。という形であまりコンサルには頼らないでやっていたということで、いろんなことをヒアリングする中で飛騨市について疑問を持ったのは、住民ニーズ、あるいは地域のニーズを聞くには市民アンケートが必要なんです。今回、総合戦略を策定するにあたって市民アンケートはとられたんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（水上雅廣）

市民アンケートはこのことだけに特化した市民アンケートをとったという記憶はございません。その前に行いました市民皆様向けの、先ほど議員が企業誘致のときにおっしゃったような。あのアンケートは参考にさせていただきました。

○11番（野村勝憲）

確かに市民アンケートは取ってありません。高山市さんは地方創生で具体的にこうやって取っておるんですよ。そこと比較するわけではないですけど、例えば先ほど一般質問の中で申しましたように既に市民アンケートはとられているんです。その最重要課題というのは「しごとの創生」だったと思います。このことを今回、きちんと入れるべきではなかったかと。もう終わったことなので答弁はいりませんがそんなことを感じました。

それでは2点目の質問に入ります。

古川祭がユネスコ無形文化遺産となったこれからの取り組みについてお伺いいたします。平成28年度全国山・鉾・屋台保存連合会の総会が11月22、23日に熊本県八代市で行われました。私も古川祭保存会の広報担当として出席させて頂きました。これには市長も御列席いただきましたが、33の祭がユネスコ無形文化遺産登録に正式決定の前だけに研修・交流会も大変な盛り上がり、飛騨市にとって映画「君の名は。」の影響

で、前回桑名市、前々回の知立市に出かけましたが、そこに比べ飛騨市の知名度が飛躍的に上がっておりPR効果が出たものと確信した2日間でした。

そこで、ユネスコ登録を一過性のものとしないうち太鼓・屋台行事を次の世代に残し国内外に発信するため次の取り組みが求められています。2点について質問します。

1点目、古川祭の保存・継承についてです。古川祭の保存・継承についてユネスコ無形文化遺産登録により古川祭は飛騨市の宝から世界の宝となり飛騨市にとって大変名誉な誇りのあることです。しかし残念ながら市街地も人口減少・少子高齢化が進んでおり、将来、祭の保存・継承が心配されております。子々孫々まで持続可能な例祭にするために神事とはいえ、行政として今後何らかのバックアップが必要と思われれます。今からその対策を講じておかなければなりませんがいかがでしょうか。

2点目は、「ふるさと祭街道」(仮称)を作り、内外に発信したらいかがでしょうか。私は、この祭街道についての提案は3回目です。2月18日「飛濃越能交流フェスティバル」が飛騨市で開催されることは大変喜ばしく意義のあることです。これを機に関係市や各祭保存会の皆さんと親交を深め、例えば国道41号ルート、あるいは高山線を中心に高岡御車山、古川祭、高山祭、犬山祭を結ぶ「ふるさと祭街道」として、連携して相乗効果を生み出すように国内外にPR・売り込みを図ったら如何ですか。

◎議長(葛谷寛徳)

答弁を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長(都竹淳也)

ユネスコ無形文化遺産、古川祭のこの後の取り組みにつきましてのお尋ねでございます。2番目のふるさと祭街道について私から御答弁申し上げます。北陸、岐阜県、愛知県をつなぐ祭りの街道の構想については、私も大いに賛同するところです。

今回のユネスコ無形文化遺産登録は、全国33の山・鉾・屋台行事が同時に認定されたというところに大きな特徴があるわけでございます。これは逆に言いますと、各地の祭りが連携して誘客促進をする。あるいは保存継承活動を行うという大チャンスであるというふうに私はとらえているところでございます。

来年2月18日、これもご紹介いただきましたが「飛濃越能“山・鉾・屋台”連合フェスティバル」というものを飛騨市で開催する今準備を進めているわけでございますが、これもこうした考え方に基づくものでございまして、今回同時に登録されたました6市、これは高山市、大垣市、富山県の高岡市、南砺市、魚津市、それから石川県の七尾市というところから、それぞれ市長さん、また祭保存会長さんをお招きいたしまして、無形文化遺産を核とした交流に向けた意見交換、あるいは交流の方法の協議を行うと同時に、エキシビジョンとして映像による各都市の祭りの紹介、祭りに関わるアトラクション披露など盛大に行いまして交流を深めたいと考えているところで、現在準備を進めております。

また、議員ご提案の「ふるさと祭街道」により近い取り組みといたしまして、近隣に位置して周遊観光に結びつく可能性が高いという点で、常設の展示施設があるところで、ここについて、これは高山市、それから高岡市、南砺市が該当するわけでありませうけれども、当然、飛騨市も飛騨古川まつり会館があるということで、この3市に連携を呼びかけまして、仮称でございますが、「飛越四大祭協議会」というものの今設立に向けた準備を進めております。

この協議会では、合同パンフレットを作成いたしますとか、4市の常設展示施設を核に周遊を促すような企画、合同観光キャンペーン、あるいは旅行商品の造成に向けたセールス活動というものをやっていきたいというようなことで想定しているところでございます。

今、犬山祭についても、議員もお触れになりました。先日の熊本県八代市での全国山・鉦・屋台保存連合会の総会、私も参加させていただいたわけですが、その際に保存会長の石田芳弘元犬山市長ともお目にかからせていただきまして、その後、連絡も取らせていただいております。これまで古川祭保存会の方々とも深い連携があると伺っておりますので、こうしたところを核に関係作りを深めていきたいと。そして、また犬山も含めた格好で、こうした街道が設定できればいいのではないかと考えておりますし、そういった点につきましては、議員からもぜひご支援を賜りたいと思っておりますのでございます。

いずれにしても、インバウンド観光ルートの一つといたしまして、愛知県から石川県へと、南から北へ縦断する昇龍道というのが定着してきておりますので、今後、昇龍道の流れにも乗りまして祭街道から祭回廊へと、祭文化を通じた交流連携の輪を広げたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

1点目の古川祭の保存継承についてお答えいたします。

古川祭につきましては、特に氏子数が少ない町内を中心に、人口減少と高齢化により、祭の維持・継承に苦慮されていることは市としても承知をしているところでございます。

一方で、古川祭の歴史を紐解きますと、同様の課題は過去何度も現れており、それを解消する工夫が重ねられ、今に至っているという流れがあります。

例えば、古川祭・起し太鼓の歴史をみると戦後しばらくまでは10の屋台組が単独で「起し太鼓主事」を務めており、人員の確保に苦勞したことが伝えられております。これを解決するため、昭和24年から闘鶏楽組を含めた11組を複数で組み合わせ、青龍・朱雀・白虎・玄武の主事組を組織して、起し太鼓が執行されるようになり、さらに氏子

人口の平準化のため組替えもされてきました。

祭りの執行や体制そのものに行政が直接関与して保存継承の取り組みを行うことは、政教分離の原則からも難しいのが実態ですが、こうした歴史的にも困難を克服してきた古川町の方々の知恵と力に期待をしているところです。

他方で市として、9月議会での中村議員に対する市長答弁がありましたように、文化財や芸能の保存・継承に関し、映像記録保存などを行うことについては積極的に取り組みたいと考えております。来年度予算に向けて事業を検討しているところです。また、ふるさと教育などを通じ、子どもたちの祭りに対する理解を深める取り組みも推進していきたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○11番（野村勝憲）

大変前向きな回答をありがとうございました。私、先ほど20市を回った中で、桑名市、四日市、半田市、犬山市さんにもお邪魔しているんですね。33の内、半分近くの15は北陸と東海エリアに入っているんです。したがって個々に連携しなきゃいかんと声を聞いてきました。今、市長の答弁にありましたように、当面は富山市側とのことなので、より強く推進していただいて、犬山市の前の市長の石田さんには私のほうからも例の八代でメッセージつけてお願いしてあります。私も祭保存会の一員ですからバックアップしてまいりますのでよろしく申し上げます。

最後の3点目に入ります。海外・国内で友好交流都市提携を結び交流促進を図ってはいかがでしょうか。

皆さんご存知のように国内外で映画「君の名は。」は大人気です。8月26日に公開され、日本国内の興行収入は200億円を突破し、世界89の国・地域で配給が決定しており、台湾でも大人気で興行収入が歴代邦画1位を記録するなど、最近では中国香港でも人気で、世界中での旋風が期待されています。それにとまって飛騨市の知名度、好感度が大幅にアップしています。今、海外・国内で友好交流都市提携を結び、交流人口増を図る最大のチャンスだと思います。そこで次の2点を具体的に提案いたします。

1点目、台湾の新港郷と友好交流都市を結んだらいかがですか。2点目は、国内は太平洋側の市と友好交流都市を結んだらいかがでしょうか。

まず、1点目の台湾の新港郷と友好交流都市を結んだらですが、昨年2月、台中市で開催された「日本民俗文化財台湾交流展覧会」に古川祭が呼ばれその応援ツアーに私も参加しました。又、7月には台湾のまちづくり団体「新港文教基金会の」一行18名が古川町に来られ、その交流会に出席し広い人脈と親交の深さに感銘しました。

22年前、古川の木の国ふるさとづくりの会、村坂有造さん等が台湾の新港郷に向き「まちづくり」の種を蒔いてきたことが、今日、友好の花となって咲いているのだと改めて感じました。22年間の台湾との交流を活かし、最も親交のある新港郷と

友好交流都市を結んだら如何でしょうか。

2点目、国内は太平洋側の市と友好交流都市を結んだらどうでしょうか。

将来、西日本の太平洋側で発生が懸念される南海トラフ巨大地震のことを念頭に自然災害・海・山・祭等を共通のテーマに海のある太平洋側の市と友好交流都市を結んだらどうでしょうか。以上2点です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

海外・国内の友好交流都市の提携につきましてお尋ねがございました。両方とも大きな方針にかかわるものですので、私からご答弁申し上げたいと思います。

まず台湾の、新港郷（しんかんごう）と私呼んでおりますので、そのように発音させていただきます。との友好提携の話でございます。ちょっとおさらいなんです、この台湾との交流を改めて見てみますと、本当に長い歴史がございまして、最初平成6年夏に台湾の大学教授らによる日本視察団が飛騨古川を訪れたということがご縁だそうです。その年12月に当時の古川町観光協会役員2名が台湾から「第1回全国まちづくり大会」に招かれまして、そして新港郷などで「飛騨古川のまちづくり」事例を発表されたということから交流が始まったということでございます。

翌年、台湾から新港郷長、新港文教基金会会長はじめ30名の視察団が飛騨古川を来訪され5日間滞在されたそうでございますが、その際に「美しい町並みや清潔な町」それから「まちづくり活動」に感銘を受けられまして、その感動が後に台湾で町をきれいにする運動に繋がった。そして市街地の道路名に「古川ストリート」が出現したということを知っております。

そしてその後、平成18年に台湾の小学4年生の国語教科書に飛騨古川のまちづくりが4ページにわたって紹介されるということにつながっております。

そして昨年2月から3月にかけては、これは議員各位もご承知かと思いますが、台中市で「古川祭台湾交流展覧会」というのが開催されまして、飛騨市からも井上市長・それから古川祭関係者をはじめ50名が訪問されまして、現地市民の協力の下、起し太鼓パフォーマンス、子供歌舞伎、獅子舞の実演が行われたというふうに伺っております。開催期間中6万人余が来場されて盛況であったと、そしてその際の若者の交流が今も続いていると、このように伺っております。

そして私市長になってからなんです、今春以降も新港文教基金の陳会長はじめ訪問団がもう3回おいでになっておりまして、そのたびにお目にかかって懇談を重ねさせていただいております。そして来年度は、この文教基金会が創設30周年ということで、さらなる飛騨市との交流を希望されておるとの言葉を頂いております。また今度「三寺まいり」にもおいでになるということを知っております。こういった関係というのは

大変ありがたいお話でありまして、こうしたつながりというのは一朝一夕でできるものではございませんので、私としても大事にしていきたいなと思っております。

それで台湾からこうしたこともございまして、日本全体の訪日客は年間約370万人ということなのですが、飛騨市において外国人来訪者で一番多いのが、台湾であるということになっております。宿泊者の市内の外国人の宿泊者数、昨年度は5,600人でしたが、30%の1,700人余が台湾からの方であったということでございます。

そしてまた、これも議員もお触れになりましたが、映画「君の名は。」10月21日から台湾で上映が開始されたことなのですが、すぐに台湾からの聖地巡礼者が飛騨市に現れておりまして、そうしたつながりも出来てきております。

こうしたことから、私としましては、台湾と交流を優先的に進めたいというふうを考えておりまして、今年6月に大阪にあります領事館に相当いたします「弁事処」というところに私も行ってまいりました。処長さんに相談いたしましたところ、友好提携については、全面的な協力・応援をすとの心強い言葉もいただいております。また、古田県知事にも相談いたしまして、友好提携の仕方についてもアドバイスをいただいております。皮切りといたしまして、来年2月中旬に、私自身も台湾を訪問したいというふうを考えておりまして、その際に新港郷の方々と今後の提携を視野に入れた交流、そうしたことについて語ってきたいと考えております。

それから2点目なのですが、太平洋側の市と友好交流都市を結んだらとこういうことでございます。昨日も澤議員の質問で同趣旨の質問ございました。重複するところもございしますが、改めてご答弁申し上げたいと思います。私国内の友好交流というのは、「何か」のきっかけをつかむことが非常に重要でないかと考えております。例えば、双方に共通する歴史や文化を通じた民間交流があるというのがよくあるケースでございますし、また、これは昨日申し上げましたが、首長同士の間関係、信頼関係があって交流が始まるというケースもございします。いずれにしろ何かチャンスがあったらすぐに動いて、きっかけを見出すということが大事ではないかと考えております。

最近の私自身の取り組みといいますか、交流でいきますと、このユネスコ世界文化遺産登録の関係で富山県の高岡市長、それから南砺市長、魚津市長とは私も直接お目にかかりましたし、高岡市、魚津市は、市役所訪問もいたしまして、話もしてまいっております。そうした関係で、その後フェイスブック等を通じて交流もさせていただいております。そうした4日にも高岡市で「富山の曳山魅力推進大会」というのがございまして行ってまいったわけですが、その際にもお三方にお目にかかりましてですね、ぜひ交流しようということをご話合ってきたところでございます。

また、「あゝ野麦峠」をきっかけといたしました糸引き工女の歴史を踏まえた交流をしようということで、これも語り部の鮎飛定男さんも一緒に行っていただく形で、長野県の岡谷市長、それから松本市長も夏に訪問してまいりまして、大変喜んでおられまして、

ぜひ飛騨市と交流したいということをおっしゃっていただいております。

また、最近の出来事で「君の名は。」の重要アイテムとして組紐が出てくるわけですが、NHKのニュースで飛騨市での盛り上がりと合わせて「伊賀くみひも」にも人が来ているというニュースがございまして、私もそれ見ておりまして、これはいい連携になるのではないかとということで、すぐに伊賀市の岡本市長にフェイスブックでメッセージを送りまして、ぜひ何か交流ができませんかというようなことをお伝えしまして、その後東京で道路関係の行事があった際にお目にかかりまして、さらに先日、山・鉾・屋台連合で熊本でもお目にかかったもんですから、今具体的に組紐関係での連携しようということで動きを始めておりまして、年明けに何らかの形で交流が実現するものというふうに考えております。

また、これも少し申し上げましたが、私自身「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」というものに参加しておりまして、滋賀県湖南市長、兵庫県朝来市長、千葉県山武市長あたりと以前から交流をもっておりまして、滋賀県の湖南市長とは、障がい福祉の先進地であるということもあり、夏にお邪魔をいたしまして湖南市のモデルに学ばせていただくというような交流も行っておりましてございます。

こうしたつながりがありますと災害時なんかのお願いもしやすい、またその延長線上で友好交流都市の提携という話ももって行きやすいということを考えているものから、今後もこうした人間関係を大事にして、それをどんどん広げていくということを私自身も努力する中で、その先に議員ご提案のような友好交流都市の提携ということに繋げていきたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（野村勝憲）

先ほどこのチラシをお渡しました。その裏面を見ていただけますか。裏面に「民間ベースで進める国際交流」という形でこの全体の約8割以上が台湾との交流を物語っているんです。市長から前向きな答弁で具体的にお答えいただきました。

先ほど私も「しんかんごう」と思っていたんですがホームページ見ましたら、ひらがなで「しんこうきょう」となっていましたので、どちらが正しいか。ホームページでひらがなを打っておりましたので、一応「しんこうきょう」。

ここは人口3万3,000人、戸数は1万0,700戸、飛騨市に近いところなので、ぜひここにある意味私の言葉で申しわけないですけど、身の丈にあったところかなと思いますので、推進してもらいたいということです。

そこでもう1点だけお願いなんです、先ほどちんきんこう陳錦煌理事長、まちづくりの新港文教基金の理事長さんです。この方、何回もみえています。三寺まいりにもみえています。この方お医者さんなんです。私もお会いしています。確か去年は水上部長も交流センターでお会いされたと思いますけども非常に温厚な方なんです。交流都市として提携が結ばれたら飛騨市は観光大使はありますけども、観光大使ではなくこの方をぜひ交流大使

第1号にしていだけないかと思ひましてその辺はいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大変素晴らしいアイデアだと思います。海外の方を大使に任命するというもの今までございませんし、ぜひ検討していきたいと思ひます。

○11番（野村勝憲）

参考までにこれが新港、先ほど言ひました文教基金が出している本です。これ、レールマウンテンです。レールマウンテンはもちろんですけども、中を開きますと、ある料亭での知った人も何人か古川の人いますけども、こういう記事を紹介しています。次から次と飛驒市を紹介していますので、非常に認知度が高くなっています。それから先ほど言ひました好感度も高くなっておりますので、ぜひとも1日も早く実現するようにお願いして私の質問を終わります。

〔11番 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、11番、野村勝憲君の一般質問を終わります。続きまして1番、仲谷丈吾君。

〔1番 仲谷丈吾 登壇〕

○1番（仲谷丈吾）

皆様こんにちは。議長から発言のお許しをいただきましたので質問させていただきます。私からは大きく2つのことについて質問させていただきます。

1つ目は文化財のことについてです。9月議会では中村議員、住田議員から文化財に関する質問がありました。中村議員の質問については、先ほど教育委員会事務局長の清水さんからありましたが、無形文化財保護の具体的対応事業として記録作業を早急に展開できないか。との質問に対して、来年度予算に向けて検討するとの回答でした。住田議員の文化財の保護と活用についての質問には、山城巡りや古墳巡りをテーマとする散策ルートづくりを行うとの回答でした。日本遺産についてもストーリー性を含め今後検討していくということでした。無形文化財、有形文化財に関して飛驒市でも今後力を入れていくというように感じております。

高山市のホームページを見ますと、文化財が一覧となって分かりやすく表示されております。飛驒市でも来年度には一覧で表示されると伺っております。

そんな中、ことし9月27日に古川町弘法大師奉賛会の解散と大師堂の解体が決定したそうです。平成29年5月から6月には解体を行う予定だそうです。この古川弘法大師堂には、古川町民の思いが込められた歴史があります。案内立て札によりますと、昭和6年春、弘法大師の聖徳を敬慕し、社会の平安を願う先達の人々によって、古川弘法大師堂を建設しようと、大師の母を祀る九度山慈尊院から「飛驒安峰大師山」の山号を受けます。



大師立像、大師堂を完成させ弘法大師、大日如来、釈迦如来を奉安しました。建設は古川町、高山市の有志175名の協賛奉仕によるものでした。平成2年春、現在の場所に大師堂を新築してあります。この多額の経費はすべて古川町民の1,354名の寄付によるものでした。この大師堂は昭和63年秋に発足した古川町弘法大師奉賛会によって守られてきました。この建造物は古川町の人々の想いがとても込められております。

有形文化財については、登録有形文化財建造物制度があります。これは平成8年にできた制度です。国レベルで重要なものを厳選する重要文化財指定制度のみでは不十分であり、より緩やかな規制のもと幅広く保護の網をかけることが必要として、重要文化財指定制度を補うものとして創設されました。当初は建造物に限定されておりましたが、平成16年の改正法でそれ以外の有形文化財にも適用範囲が拡大されました。

登録有形文化財建造物制度の案内の最初に、「私たちの周りには、残しておきたい風景がたくさんあります。身近な建造物であっても地域に親しまれている建物や、時代の特色をよく表したものの、再び造ることのできないものは貴重な文化財です。この制度を利用して多くの建造物が保存され、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されています」とあります。登録の基準は、建設後50年を経過したもののうち、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の模範となっているもの、再現することが容易でないものです。

現在、高山市の建造物の有形文化財は国指定14件、県指定15件、市指定76件の登録があります。伝統的建造物群保存地区、略称は伝建地区ですがこちらも2箇所あります。飛騨市は国指定1件、市指定16件のみです。飛騨市内には有形文化財として登録はされておきませんが、申請すれば登録できる価値のある建造物がまだまだたくさんあります。今後この大師堂のように維持管理ができず壊されていくか荒廃していく建造物が増えていくかもしれません。

そこで2点御質問いたします。

1つ目に古川弘法大師堂について飛騨市では今後この建造物の存続をどうお考えでしょうか。

2つ目に飛騨市内にある貴重な建造物の維持管理を応援、支援しながら、まちづくりにも繋げていき、いずれ飛騨市の有形文化財に登録していけるようにするための前段階の組織として「飛騨市文化財協会」を設立してはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

文化財についてのお尋ねがありました。

まず1点目、弘法大師堂についてお答えします。これは議員がお触れになりました多くの先人の皆様が私財を出し合い、護ってこられたものであり、尊敬と感謝の念をもつ

ておりますし、市民の方々にも親しまれていることも承知しており、解体の決定がなされたことは、個人的には大変淋しいことであると感じておりますが、他方で、市としてどう対応できるかということになりますと、民間信仰を含め宗教施設の維持については、政教分離の観点もあり、行政として直接的な関与ができないというのがなかなか難しいところではあります。文化財に相当する建物であれば何らかの保護が可能になりますが、この弘法大師堂の建物は、平成2年建築ということで歴史的価値は無い。また、弘法大師の石仏彫刻像、堂内に奉納・安置されている大師像・大日如来像・釈迦如来像の三尊も昭和期以降のものとして見られており、文化財的価値はないものとされております。こうしたことから、行政としては手が打てないのが現実であることをご理解いただければと思います。

次に飛騨市文化財協会を設立してはどうかという御提案でございます。

私は残すべき価値のある歴史的な文物については有形、無形を問わず、あるいは文化財に指定されているか否かに関わらず、少しでも維持していきたいというのが基本スタンスです。

また、市として保護、保全に対して関与できるようにするため、文化財登録等の指定を受けられるものについては、積極的に申請等に取り組みたいと考えております。現在、江馬氏館跡の名勝指定を進めておりますのも、こうした考えに基づくものであり、そのプロセスを通じて文化庁との良好な関係を築くとともに、保護に関する予算の獲得にもつなげていきたいと考えています。

他方、先ほど申し上げましたような政教分離の観点から、残す価値があっても行政支援を取ることができないことも現実にあります。そのために、議員ご提案の文化財協会のような組織の設立は意義あるものと考えておりますが、民間団体の設立は、行政主導よりは、文化財保護に志を持つ方々の主導によって組織されるべきではないかと考えております。

ちなみに、こうした団体が歴史的な建物や芸能等の保護を行うことを目的とする団体が設立され、文化財保護も含めた活動が行われるということになれば、市としても大いに支援していきたいと考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○1番（仲谷丈吾）

9月の一般質問で中嶋議員から大村公民館、旧小鷹利村の保存について質問がありましたが、この大村公民館も市長からの答弁で大変貴重な建造物であることがわかりました。古い役場庁舎は高山では市指定の文化財になっております。このように文化財系の建造物が私たちの知らないところで取り壊されようとしております。今後増えていく可能性があります。この問題は市民の皆さんと行政が連携して取り組まなければ問題だと思っております。行政にしっかりサポートしていただきながら民間で維持していけるよう考えていければと思っております。そして、文化財を維持管理してまちづくりにも生

かして子供たちへの教育の場ですとかワークショップなどの体験の場としての活用もぜひ今後検討いただければと思います。

それでは2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目に飛騨市の防災について質問します。

1 1月初旬に開催した地域代表者と議員の語る会でも防災関係のお話を多くいただきました。特に神岡町は中央区の区長会も解散されており、先日飛騨市全体で行った防災訓練の際にも中央区にお住まいの方は避難訓練を行ななかったとお伺いしました。地震、台風、大雨など全国各地で災害が発生しております。実際に災害が起こったらそれぞれ何をしたらいいのか、何をすべきなのか。飛騨市はまだまだ災害に対して意識が低いように感じます。

全国には日本防災士機構が認証した防災士が約11万7,560名いるそうです。防災士には「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待されております。岐阜県には約3,476名の防災士がおり、下呂市は約202名。高山市は約94名、飛騨市は約24名いらっしゃいます。下呂市には「防災士会」という組織もあるそうです。岐阜県は防災に関する専門的知識を取得し将来地域の防災リーダーとして活躍できる人材育成を目的として「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」を開催しております。積極的に防災リーダーを育成しておりますが、残念ながら現在、飛騨地方での開催はありません。

防災士の資格を取る方は、受講料、資格申請料、テキスト代、交通費などすべて自費で参加されます。防災士を目指す方々は、地域や職場に貢献するために受験されるとても意識の高い方々なのです。研修費用を助成している自治体もありますが、飛騨地方では下呂市のみです。下呂市では、補助対象経費として講座の受講料、防災士資格取得試験受験料。補助金の額については補助対象経費の合計としております。防災士の人数から言っても下呂市は飛騨地方の先進地だとわかります。

飛騨市では11月25日、12月5日と古川商工会、商工課でBCP普及啓発セミナーを開催されております。都竹市長も県職地代にBCPについて先頭に立って取り組んでいらっしゃって、岐阜県は先進県と言ってもらえるまでに取り組まれたとこのことをフェイスブックで知りました。ぜひ今後も商工会、商工会議所との連携を図り進めていただきたいと思います。

ただ、BCPとは災害等の非常時の事業を継続するための計画ということで、BCPと聞いてもピンと来ない方も多いと思います。企業向けですので、BCPを推進するのと並行して市民の方向けに防災ゲームの普及をご提案いたします。

私は今年開催された、飛騨アカデミー主催の「夢のたまご塾夏セミナー」に参加しました。その際、神戸クロスロード研究会代表の浜尚美さんの講演を聞きました。クロスロードとは「帰路・分かれ道」の意味で、災害対応など難しい選択肢を前に、決断することを疑似体験できるゲームです。浜さんは神戸市の職員時代に阪神・淡路大震災を経

験されており、その後このクロスロードと出会ったそうです。

クロスロードは阪神・淡路大震災から7年が過ぎた2002年、災害対応を行った神戸市の職員に対してのインタビュー調査をもとに、文部科学省大都市大震災軽減化特別プロジェクトの一環として京都大学教授と慶應義塾大学教授、産業技術大学の助教によって開発されました。浜さんは東日本大震災が起こる1年前に宮城県の職員研修でクロスロードを行っており、震災後、研修を受けた職員の方からクロスロードを体験していたことで対処できた気がしますとのメールがあったそうです。そしてクロスロードのいいところは子供からお年寄りまで幅広い世代と一緒に開催できることです。その他にも岐阜県が開催している、避難所運営指導者養成講座でも取り入れている避難所運営ゲーム「HUG（ハグ）」があります。このHUGは、避難所運営を住民が考えるための一つのアプローチとして静岡県が開発したものです。飛騨市では昨年11月にカエルキャラバンが開催されました。こちらもぜひ今後も開催していただきたいです。

このように日頃から防災を意識する事はとても重要です。

生涯学習の一環として、学校教育の中で、地域の活動の中でこの防災ゲームを取り入れ、若者から年配の方まで一緒になって実施することはとても効果的です。大阪市や、岡山県浅口市などで実際に生涯学習に防災ゲームのクロスロードを取り入れております。栃木県の小山高専では伝建地区における自主防災活動の研究と実施ということで防災ゲームクロスロードを活用しております。

そこで3点、ご質問させていただきます。

1つ目、「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」の開催についてです。現在、飛騨地方での開催はありませんが今後、「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」開催することはできないでしょうか。

2つ目、防災士研修費用についてです。飛騨市は下呂市、高山市に比べ防災士が少ないです。飛騨市でも防災士研修費用の助成制度を作ることで防災士の推進を図ることはできないでしょうか。

3つ目、防災ゲームの普及についてです。行政が積極的に防災ゲームを取り入れ、災害が少ない飛騨市に住む皆様の防災意識を高める取り組みをしてみたいかでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

1点目の「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」の開催についてお答えいたします。「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」は、清流の国ぎふ防災・減災センターが主催するもので、飛騨地域における過去の開催実績は、平成26年度に高山市で1日、平成27年度に同じく高山市で4日間開催されています。この講座を受講すると、防災士取得

試験の受験資格を得ることができる貴重な講座であります。

議員ご発言のとおり、防災士には防災力向上に向け大きな期待が寄せられており、行政と共に減災・防災に活躍していただけるよう防災士を増やしてまいりたいと考えておりますので、高山市だけでなく、飛騨市での講座の開催を岐阜県へ働きかけてまいりたいと考えています。

続きまして、防災士費用の助成についてお答えします。

飛騨市の防災士の数は、議員ご発言のとおり24名いらっしゃいますが、市といたしましてはもっと多くの防災士を養成し、地域の防災リーダーとして活躍いただきたいと考えております。しかしながら、防災士の資格を取得するには約6万円の費用がかかるため個人負担の軽減を図るべく、新年度の予算編成にあたり費用の助成について検討してまいります。

続きまして、防災ゲームの普及についてお答えします。

防災ゲームのような体験型訓練は、防災意識の高揚と防災力の向上を図り、応用力を身につけるために大変効果的な手法であると考えており、今後、大いに研究してまいりたいと考えております。そうした観点から、議員ご提案のクロスロードにつきましても、今年度、経費の補助制度を創設して取り組んでおります地域における防災計画の策定プロセスの中で取り入れていきたいと考えております。

なお、避難所運営ゲームのHUGにつきましては、清流の国ぎふ防災・減災センターが主催する講座として、「避難所運営指導者養成講座」が、今月10日に高山市内で開催されます。飛騨市からは自主防災組織の長となる区長及び公民館の役員、防災担当職員の計8名が参加し、HUGを通して避難所運営の方法を学ぶこととしているところでございます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○1番（仲谷丈吾）

私も、12月5日に開催されたBCPセミナーには参加させていただいたんですが、企業でBCPを策定することによって、災害時の事業継続だけでなく、現在の事業の見直しですとか、飛騨市で事業をやる上での立ち位置ですとか、ライバルとなる企業の把握。協力することで新たなメリットを発見することなど、そういったこともあると感じました。そしてBCPの事業計画を立てることによって、実際の災害時の自分の立ち位置、自分の家庭に置き換えたときに家庭の継続計画のようなものにもつながるのではないかとすごく感じました。やはりいつ起るかわからない災害に備えることの重要性をととも感じました。

防災教育という視点ではやはり子供向けの防災教育が大切だと思います。学校や地域でどう子供に対して防災教育をしていくのかを考えていかなければならないと思います。

そして昨日の澤議員からもありましたが、受援計画がとても重要視されております。神戸市では震災で他自治体から支援を受けて、東日本大震災では支援に行った経験から、

受援の大切さを身にしみて感じたそうです。そして受援計画を作って総務省にも提案し、現在、災害対策基本法にも盛り込まれているということでした。実際に被災された経験がある方々は、被災の経験がない私たちとは全く防災に対する意識が違うと思います。経験者から学び災害が少ない飛騨市だからこそ、いざという時に備えられるように取り組んでいただきたいです。先ほどもありましたが、市長の広いネットワークで各市とのネットワークが生まれること期待いたしております。

以上で私からの質問を終わります。

〔1番 仲谷丈吾 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、1番、仲谷丈吾君の一般質問を終わります。

#### ◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を、午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時34分 再開 午後1時00分 ）

#### ◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き質疑と一般質問を行います。8番、前川文博君。

〔8番 前川文博 登壇〕

○8番（前川文博）

それでは議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をはじめさせていただきます。今回2つ質問させていただきます。

1つ目、市有財産についてお伺いいたします。

今、公社の分収造林、こちらのほうから岐阜県、各市町村すべてに対して分収率変更というお願いが出ております。これについての考えをお伺いいたします。

全国では林業公社、森林公社、森林総合研究所、官行造林、県行造林など、多くの分収造林が契約されています。木を植えて育て伐採し、収益を上げる計画が45年、60年、そして今の森林公社では100年と期間が延長されて契約されているものが多くあります。これについては、40年、50年では木の成長が遅く、予定通りに育っていないことと木の単価が安くなって売り上げが少ない致し方のないことであると思います。しかし、ことし契約期間の延長に加え分収率の変更まで話が出てきております。

ここで分収造林について少し説明をさせていただきます。自分の土地である山林を造林者の森林公社に提供します。地上権をかけまして、土地の上にある木については権利

を預けるという契約をいたします。そこに造林者は木を植えて、伐採までの管理を行います。契約期間満了の伐採時期になったら木を切り、その収益を造林者と土地所有者が契約率によって分配するという契約です。その期間が先ほども言いましたように、100年に延長したいということで、100年に延長は土地所有者の了解のもと全ての方ではありませんが延長されています。これは先ほども言いましたように、杉やヒノキの成長が遅く今伐採しても利益が出ないので、もう少し大きくして太くして高く売りたいという理由からです。これについては、今儲からないのであれば仕方ない、子や孫に財産を残せればということですむ話だと私は思っております。

これに今回は、土地所有者の取り分、つまり利益を半分に減らしてほしいという依頼が各所有者にきているのです。これまでの造林にかかる経費、木を植えてからこの辺ですと雪で倒れますので雪起こし、夏の下草刈り、間伐などの経費はほとんどが借金で行なわれております。その負担が大きいのはわかっております。ですからその経費がかさんで今の木の値段が下がっている。だからそれを見越して分収の割合を変更したい。造林者60%、土地所有者40%の配分割合で契約をしています。それを造林者80%、土地所有者20%に変更したい、こういった依頼です。

ここで具体的な数字で説明します。例えばの数字ですのでこの数字ということではありませんが、成長した木を切って販売したら100ヘクタールで2,000万円の売り上げがあったとします。そのときに木を切って搬出して売る費用が1,000万円かかったとします。そうしますと残りの1,000万円を60%と40%で配分する。土地所有者である市は1,000万円の40%である400万円が収入、財産として入ってくるのです。今回はそれを20%に下げてほしいということですので200万円。400万円の半分しか収入がない状態になります。飛騨市の財産が半分に減ってしまうという話です。数字はわかりやすく話すとこんな感じです。

これは木を切って売った時に利益が出るという前提になっております。間伐事業が各地で行われていますが、そういった事業者を見ると利益が出ているようですので間伐で利益が出るということは当然、主伐、最後の木を切ったときにも利益が出るものと考えられます。50年後にこの木を伐採して精算した時に、この利益が400万円になるのか10万円なのか木の単価によって実際にはわかりませんが、金額がいくらになるにしろ飛騨市の財産が半分になるような変更契約については市の財産であり、市民の財産である市民は納得できないと思います。市有林の契約地が500ヘクタールあるとしますと、この例で計算しますと5倍の2,000万円が半分の1,000万円となるのです。

飛騨市としてはこの契約変更についてのお願い、これについてどのように考えているのかお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

公社分収造林の分収率変更についての考え方についてお答えします。

議員ご指摘の件につきましては、9月28日付けで経営改善計画に基づく分収割合の変更を行いたい旨の文書を岐阜県森林公社より受領しておりますが、詳細については改めて説明に伺うとされたまま現在に至っており、未だ具体的な説明は受けておりません。

市有林における公社との分収契約は20件、契約面積551ヘクタールに及び、契約の満了日は最短でも平成79年10月9日となっております。一方的な提案でもあり、将来的に市の収入を毀損する可能性のあることから、提案の背景、目的、公社の経営改善計画や50年後の影響額のシミュレーションなどをお聞きした上で、慎重に判断を行いたいと考えております。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

○8番（前川文博）

公社のほうから文書が9月に来て、説明に来るという内容が来ているとお聞きしました。これにつきましては「市のほうから公社のほうには未だ何も問い合わせをしていない」。そういうことでよろしいですか。

□農林部長（柏木雅行）

今回の案件につきましては、公社からの一方的なお願いでありまして、市の利益を逸するというような提案につきましてはこちらから積極的に情報を得る必要はないと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○8番（前川文博）

先日、12月4日に飛騨市の所有者を対象に古川町と神岡町で公社の説明会がございました。こちらのほうには飛騨市として誰か参加されたのか、参加していないのかその辺はどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

ただいまのご質問ですが、12月4日の午前中に古川会場、午後からが神岡会場で公社の説明会がありました。このような説明会があるということで文書は伺っておりますが、市のほうには公社からの説明があると聞いておりますので、今回の説明会には参加しておりません。

○8番（前川文博）

今、参加していないということを知ったんですが、私、公社のほうにちょっとお聞きしました。けさの段階です。公社への直接の問い合わせはない。ただ、12月4日には飛騨市林務係ということで飛騨市から3名の出席があるということを知りましたがいかがですか。



◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

12月4日につきまして私は、熊本県のほうへ出張しておりました関係で把握しておりません。申しわけございません。把握しましてお答えさせていただきたいと思います。

○8番（前川文博）

私もこれ、出席名簿の紙は見ておりませんが、飛騨市林務係ということで3名みえているということは聞いております。この件なんですが、一方的な話であり飛騨市に利益がない話だから聞かないということと言われたんですけども、今回こういう話があるということで、一般質問で先週の水曜日に通告をさせていただいております。1週間経っておりますし、当然こういった内容の通告を出せばどういう状況であるのかいろんな話を聞いて答弁に向かうのが普通ではないかと思うんですがそういった考えはなかったのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

先ほどもお答えしたように、公社への確認はしておりません。近隣の市町村の状況は確認しておりますのでよろしく申し上げます。

○8番（前川文博）

では近隣の市町村に確認された状況はどのような感じですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

下呂市においては当市と同じで未だ詳細な説明は伺っていないということでした。高山市につきましては、11月下旬に公社からの説明を受けられたようでございます。しかし、公社からの経営改善計画などさらに詳しい説明を求められたと聞いております。下呂市、高山市とも最終的な判断はまだされていないようでございます。

○8番（前川文博）

私もそういう話は伺っております。まだ県内の市町村ではどこも変更に向かうという話はないと聞いております。

一般質問として行っておりますので、できればといいますか、期間がありますからきちんと調べていただいて、どういう考えなのかを私は聞きたいなと思っております。

そこで、財産の管理ということで財産の問題もありますし、分収率ということもありますので、ちょっとそこを絡めて分収造林の市有林についてお伺いいたします。

分収造林いろいろな契約地があると思います。その中の市有林、公社のほうでしたら551ヘクタールという話がありましたが、ほかの県行造林、公団造林とかあると思

ますが、そちらのほうの山の管理というのは市のほうではしているのでしょうか。また、山林の状況というのはどの程度把握してみえるのかお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

分収造林の管理の話ですが、分収造林につきましては公社なら公社、公団なら公団等で各々分収管理をしております。公団の場合ですと、管理等で何年かに1回は行って生育状況等を把握されているようです。市につきましては、その年の施業計画を立てるために森林組合等々にお申しまして一緒に現地確認等をさせてもらったりしておりますのでお願いします。

○8番（前川文博）

今の公団造林という話で、事業のある前の年には一緒に現地に行っていると伺いました。分収造林のほうはそういう話で公団はお伺いしたんですが、財産管理という意味でそういう契約していない、市有林の山林の位置や境界についてはきちんと把握されていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

市有林全てにつきまして広大な面積等がございますので、現況把握はしておりません。ただ、森林簿等で面積や材積等は推定でございますが把握はしております。しかし、現地の場所等詳細は把握しておりません。

○8番（前川文博）

分収造林地は造林者のほうに基本的に任せてあるので、管理はしてあるというふうに私は理解しております。でも市としては自分のところの山なので、当然現地へ赴いてどんな状況なのかどんな管理をしているのかそういった把握をする必要があると思います。

そこで今、あまり現地の山を確認されていないと言われましたが、市有林です。財産管理で場所を管理する必要があると思います。年間、林務担当者が財産の管理をしているのか、財政のほうで財産の管理をしているのかははっきりわかりませんが、こういった現地へ出向いて場所を確認する。無断で木を切られていないのか、どういう状況になっているのか。そういった管理は年に何回くらい行っているのか、いないのかお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

市有林の状況でございます。林務係は現在2名で鳥獣被害から森林整備等まで幅広く受け持っております。この関係で人数が少ないこともあり、市有林が広大なこともあり

まして、その年の間伐や除伐の施業したところの把握等はしておりますが、それ以外の広大な市有林につきましては全て調査等しておりませんのでお願いします。

○8番（前川文博）

山は広大ですので、全てということではありません。別のお伺いをします。ことしは担当者はどのくらい山へ行ったかわかりますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

全てを把握はしておりませんが、例えば先月の11月で申しますと鳥獣の関係で柵とか里山林とか、森林環境整備の林建協働とか、1ヶ月の内の10日間くらいは現場に出ているようでございます。

○8番（前川文博）

鳥獣被害とかそういうこともあり山へ行くということもありますが、私が聞いたのは市有林のほうへことしはどのくらい担当者は足を運んだのかお伺いしています。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

先ほども申しましたように市有林の施業地があるところ、また来年施業が予定されているところに行っておりますのでお願いします。

○8番（前川文博）

はっきりしない答えですが、これは財政のほうに聞いたほうがいいのかもかもしれません。財産管理ということで山林における立木の資産価値なんですが、私は9月の決算委員会のとき分収造林が決算書の面積から外れているということで、委員会で質問をさせていただきました。それは入れなきゃいけないということで、来年度から載せるという話を伺いました。山の木の財産価値ですね、そういったものも森林簿の数字があるそういったデータなり数年に1回は順番に山をまわって評価をしていく。そういうことは必要だと思うし、決算書にもある程度載せるべきではないかと思いますが、財産ということで必要だと思いますがその辺はいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□財政課長（野村久徳）

ただ今のご質問にお答えいたします。

市有林に限らず、市有財産につきましては住民全体の財産であります。したがって前川議員のご質問の主旨のとおり、その管理につきましては市は適切に行わなければならないということが基本的なスタンスであります。市有林、あるいは市有林の上に乗っている木材等々につきましてもどういった手法でどこまで詳細にその数値が出せるか

どうかはこれから検討いたしますけども、そういったスタンスでしっかり決算のほうにお示しできるようにこれから検討してまいりたいと思います。

○8番（前川文博）

ぜひ決算書のほうにも載せられるものなら載せていただいて、どれくらいの価値があるのかというのを表示していただきたいと思います。

林務の担当者の方2人で少ないということであるいろいろな事業があるということなんですが、やはり年に1ヶ所、2ヶ所それくらいは現地の市有林を見て境界は大丈夫なのか、どうなのか、どこにあるのか把握してくる必要があると思います。これについては今後される予定があるのかないのかその辺はいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

市有林の管理等々は平成30年やったと思いますが、今後国で農地台帳と同じように林地台帳の整備をしようというのが挙げられております。今後数年かかるかわかりませんが林地台帳の整備を進めさせていただきたいと思いますのでお願いします。

○8番（前川文博）

その平成30年に向けて現地の確認とか財産管理のほうをしっかりとさせていただきたいと思います。

それでは2つ目の質問に移ります。学校の熱中症対策についてです。

今は非常に暑い夏が普通となっています。CO<sub>2</sub>の排出が多くなり温暖化ガスが増え、また、オゾン層を破壊するフロンガスの漏れなど、環境問題を考えれば今すぐ対応しなければならない状況であります。局地的なゲリラ豪雨や時期外れの大雪など日本をはじめ世界で異常気象が多く発生しています。そんな地球環境が変化している中、学校の環境は私が小中学校にいた時代とほとんど変わっていないと感じています。今は体育祭や運動会のときはテント設置で日陰を作る、練習時には水筒などを持参して水分補給ができるなど以前とは違いますが、学校の設備などは変化していないのではないかと感じております。そこでお伺いいたします。

1つ目、小中学校における教室の最高気温は何度まで上がっているのかということですが。飛騨市の学校は、高台、住宅街、または河川に近い場所などさまざまです。概ね周辺は広く日当たりのいい場所となっています。当然直射日光を受ける建物ですので、気温は上がります。教室には20名から40名ほどの児童生徒がおります。児童生徒が多ければその体温でも室温が影響されてまいります。ことしの夏は教室内の温度が何度まで上昇したのかお聞かせください。

2つ目、小中学校にエアコンの設置をそろそろできないかということですが。今年も非常に暑い夏でした。全国では熱中症が原因の体調不良等も発生しております。飛騨市教育委員会からは熱中症があったというような報告は聞いていなかったと思いますが、現

状はどうだったのかお聞かせください。また全国で熱中症が発生していることを考えると、この飛騨地区も昔は涼しいと言っていましたが、今は暑いところです。エアコンなどの空調設備が必要になると考えられますが、教育委員会としてはどう考えているのでしょうか。また、教室などの熱中症対策はどのようにされているのかお伺いいたします。

3つ目、児童生徒の学校での水分補給はどのようにされているのかということです。体育祭や運動会の練習時は、先ほども言いましたが水分補給ができるようになっております。その期間はずっと認められているのか、その期間だけなのかそういったこともお聞かせいただきたいと思います。例えば今も暑い期間が続いておりますので、中学であれば夏服の期間は持参できるなどそういったことはどうなのかお聞かせください

4つ目、中学校制服の衣替え時期変更は考えられないのかということです。今、クールビズという言葉は定着しており、市役所などをはじめ議会や企業でも今は当然のこととなっております。飛騨市は5月中旬から9月末までの期間が、今年は10月中旬まで延長されました。地域によっては、5月初めから10月末までなど様々であります。これはエアコンの設定温度を28度にするために、クールビズが推奨され進んできました。エアコンの設置されている人がクールビズをしているのですが、小中学校のエアコンのない教室で5月下旬や10月上旬には、中学生は冬の制服を着て通学し授業を受けていると思いますが、そういったときの対策は大丈夫なのでしょうか。5月の連休明けからは飛騨市でも気温の高い日がありました。10月に入っても暑い日が続いていました。エアコンが入っていれば対応できますが、制服を着て暑い思いをして、冬服を着て授業を受けているそんな状況があるのではないのでしょうか。これまでの慣習で、衣替えの6月1日、10月1日ということがありました。今は移行期間として前後1週間くらいは夏服、冬服で通えるようになっておりますが、例えば市のクールビズの期間に合わせて夏服を可能にするなどそういった変更は考えられないのでしょうか。中学生の通学時は冬服で通ったとしても授業中は体操服で受けるなどそういったことも考えられますが、その辺についてどういうお考えなのかお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

それでは4点を順にお答えいたします。

1点目、小中学校における教室の最高気温は何度かというご質問です。最低が山之村小中学校の28度、河合小・神岡小31度、古川小・古川西小33度、宮川小・神岡中35度、最高は古川中36度という結果で報告されましたが、校舎構造がRC造か木造か、教室の向きや窓の配置、温度計の精度など条件が異なることを踏まえなければならぬと考えます。

なお、熱中症は温度ばかりでなく、梅雨前後の湿度が高い場合にも発生するため、温

度計・湿度計による観測と注意が必要であり、特に発汗の多い体育の授業や体育的行事を実施する場合には担当教師が十分な指導管理に努めています。

2点目、小中学校にエアコンの設置をというご質問です。移動式扇風機を各教室に設置している学校は古川小・古川西小・河合小・宮川小・神岡中の5校で、神岡小・古川中・山之村小中の3校は扇風機の設置はありません。扇風機や換気扇がある教室ではフル稼働させており、設備の無い教室では、窓開けによる喚気と小まめな水分補給の指導、さらには半袖・短パンなど服装でも調整させています。

なお、要望である空調設備計画ですが仮に神岡中学校に設備した場合、教室毎の設備費に加え、学校全体での電源工事等も必要となり、概算事業費は3,300万円かかると思込まれます。児童・生徒の安心安全な学習環境整備に向け、空調設備化することの必要性は十分に認識しておりますが、限られた財政配分での事業化について何を優先するかということを十分に考えながら、検討課題としていく所存です。

3点目、児童生徒の水分補給はというご質問です。

本年度、通学距離の長短に関わり、一部の児童生徒にのみに水筒の持参を許可している学校はありません。また、水筒の持参そのものについて、まわし飲みや持ち帰り忘れ、また水筒内における菌の発生など、健康・衛生面を考慮し、持参を許可していません。よって校内の水道水でのこまめな水分補給を行っているのが現状です。

ただし、夏季の期間や運動会・体育祭の取り組み期間中などでは5校が持参を許可しています。残りの学校については、水道水のみ飲用ということですが、水筒を持参できないための理由で体調不良となった児童生徒は現在のところ確認されておらず、学校に対して保護者からの要求も出ておりません。

しかし、今後、気温や湿度、児童生徒の様子、保護者の要望をとらえながら、学校長による適切な判断と対応ができるよう指導してまいります。

4点目、中学校制服の衣替え時期変更はというご質問です。

古川中学校・神岡中学校・山之村中学校の三校の制服に関して、市教育委員会として一律に衣替え時期を指定してはしません。3校とも6月期、10月期のいずれも1回だけで必ず移行ということはなく、前後約1週間程度の移行期間を設けるなど、各学校長の判断によってその時期の気候に合わせ、早めたり延長したりと生徒の健康安全を第一に考えての柔軟な対応に努めています。

いずれにいたしましても、暑さ寒さに応じて服装のありかたを自ら考え、自ら判断して調整できる児童生徒の育成こそが大切と考え、この点についても再度、学校へ指導を図ってまいります。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○8番（前川文博）

今4つのお答えをいただきました。まず3つ目、4つ目のほうですが、水筒、空のペットボトルということで運動会、体育祭の時期は持っていてもいいですよと、あとは

学校の水道を飲んでくださいということによろしいですね。今聞いていた感じでは。そして衣替えについては、6月と10月頃で指定して、その1週間は学校の判断で気温に合わせて柔軟に対応しているということでした。これについては気温をちゃんと見ていただいて判断していただきたいと思います。

1点、衣替えということでの確認をしたいのですが、この水の件、衣替えの時期について学校長の判断ということで行われているんですが、神岡中学校、古川中学校で授業を受けるときの服装について若干違いがあるようなんですが、それも全て学校長判断ということで致し方ないということでもいいですか。片や体操服で受ける、片や制服だという話があるんですがその辺はどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

学校での服装のあり方につきましては、学校長の判断に委ねておるところでございます。

○8番（前川文博）

わかりました。先ほどの気温の話でも古川中学校が一番高い36度、神岡中学校が若干1度2度低かったのではないかと思います、そういったことも多少影響しているのかと思います。

その温度からエアコンの空調機の話なんですが、先ほど熱中症対策ということで扇風機の設置がしてあると答弁があったと思います。その中で、神岡小学校と古川中学校、山之村小中学校は扇風機がないということでした。山之村小中学校は一番気温が低いということで風が通れば涼しいのかなど。古川中学校は気温が36度まで、この飛騨市内の学校で一番気温が上がっているという学校で扇風機がないというのはどうしたものかなど私は思います。扇風機の設置の必要はないのかどうかという点と、こういう古川中学校や他でも扇風機を設置してほしいという希望は学校から出ているのかそういった話はないのかお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

特に古川中学校につきましては、教室棟が南向きから西向きということで、特に午後からの西日が強いということで非常に温度が高くなっておるのが現状なのかと思っております。古川中学校からは直接、扇風機の設置をという要望はきておりませんが、他校のほうから扇風機の設置の要望がきておりますので、この辺につきましては順次その要望に応えるよう考えていきたいと思っております。

○8番（前川文博）

今、古川中学校は要望はないということでしたが、一番暑いところなんですよ。他

から要望は出ているということもあるという話ですが、要望が出てくる、出てこない、予算を考えてのことかと思いますが、この暑い夏に一番いいのはエアコンをつけられればいいんですが、予算的にすぐ無理ということなら扇風機をまず入れる。要望があるないに関わらず入れていくということが重要じゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

学校側とよく調整させていただきながら予算化に向けて検討していきたいと思います。

○8番（前川文博）

学校と相談をして予算立てをして、ぜひとも今の扇風機のない神岡小学校、古川中学校、山之村小中学校にも設置を早くしていただきたいと思います。教室は広いです。今扇風機のある学校も1台だと聞いております。1台で教室全体の空気を廻せるのかという問題もあると思いますし、その辺のことは空調機の設置、扇風機の設置そういったことも含めてきちんと検討して早めに対応をしていただきたいと思います。

もう一つですが、先ほどの答弁で熱中症の発生があったのかどうか聞き漏らしたのかもしれませんがその辺どうでしたか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

熱中症という症状名での発生はございませんでしたが、保健室で熱疲れにより休養したというような事例は数件あります。

○8番（前川文博）

わかりました。あったということですね。今、保健室で休んだという話ですが、私一つ聞いていることがありますので、こういう話が伝わっているのかどうか確認します。

7月12日の午後の話ですが、運動会の結団式を体育館で室内で行ないました。その帰宅途中にひどい頭痛になって歩けなくなった児童がいたと。一緒にいた別の児童が走って親に知らせようとしたんですが、神岡小学校の通称キリスト坂という人家のない急な坂なんですが、そこでそういうことがあり、たまたま付近の方が異変に気が付いて保冷剤を持っていき冷やしてあげて、さらにそこを通りかかった車があったので、その車で市民病院に連れていったと。病院では3時間点滴の処置を受けて、熱中症の可能性もあるのではないかと言われて帰ってきましたと。翌日は学校を休んで、2、3日はまだ調子が悪いということで親が送迎をしたということがあったんです。こうした情報というのは教育委員会にきちんと届いているのかどうかお聞かせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。



□教育委員会事務局長（清水貢）

登下校のことにつきましては、事故があった場合は報告があるんですが、当該事案につきましては届いておりません。

○8番（前川文博）

わかりました。今熱中症の話、エアコンということで話をさせていただいて、私もいろいろと保護者の方にお話を聞いたりしたんですけども、今の帰宅途中の話は次の日休んだということで、保護者の方も学校には連絡しているということは確かだと。ただ、連絡ノートには書いていなかったのでもちょっとあやふやかなと言う話はあったんですが、まず休んだということで間違いなく連絡はしているとのことでした。

こういったことも学校から教育委員会に話を挙げてもらって、どういう事例があったというのは把握していただきたいと思います。教育委員会のほうもこういったことがあったということを学校に流す必要があると思います。

1点、いろいろ話をしている中で、私の子供はことしの春、中学校を卒業して今義務教育はいないんですが、出てくる話でいろいろなことを学校に言うと学校では話を聞いてもらっているんだけど教育委員会にまで伝わってないとか、教育委員会に話をしても学校に話がいったないというような事例があるそうなんです、そういったところはどうか。先ほども言われたように学校長任せということであまり話がないのか、教育委員会としては学校にどの辺まで話ができるのか。どんなもんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

先ほどの件につきましては、学校長にということであるわけですが、とにかく子供の安全に関わることにつきましては今の議員のご指摘のように、より学校と教育委員会と連携を密にしていかなければいけないというご指摘として捉え、今後充実させてまいります。

○8番（前川文博）

そのように連携をとっていただいて保護者の方が安心して子どもを通わせる学校運営を教育委員会のほうで作っていただきたいと思います。今後も前向きな検討で子供たち安全に勉強できる環境を作っていただきますよう、これは要望として申し上げておきます。

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、農林部長、柏木雅行君から答弁がありますのでお願いします。

□農林部長（柏木雅行）

先ほど森林公社の地元説明会に市職員が3名出席したということでしたが、確認しましたところ市からは出席をしておりません。森林公社に確認しましたところ、市内の所有者の方が出席されまして、それを市の職員と間違えて議員に報告されたようですので

お願いします。

○8番（前川文博）

私が聞いたのは「何々神社」、その横に「飛騨市林務係」ということで書いてあったということで、これは私も確認をさせていただきますのでよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で8番、前川文博君の一般質問を終わります。次に7番、徳島純次君。

〔7番 徳島純次 登壇〕

○7番（徳島純次）

それでは議長からお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は、災害に対する事前対策について、3点質問いたします。1番目、消防団器具庫・詰所の耐震化について。2番目、指定避難所の安全性について。3番目、緊急輸送路、災害時の通行確保についてです。

飛騨市は古川市街地の広がる古川国府盆地と神岡中心部付近にまとまった平坦地がある以外は、宮川及び高原川とそれらの支流に沿って小規模な平坦地が点在する程度で、他は急峻な山地が連なっており、山の斜面や川沿いや峠越えの道路が多く、地震、台風、豪雨等による災害が発生しやすい環境です。地震や豪雨により山崩れ、土砂崩れや水害が予想される時の避難勧告や早期の避難が、また、発生時は災害発生直後の初期活動における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火の迅速な対応が被害の軽減につながります。この観点から次の事項について伺います。

1番目、消防団器具庫・詰所の耐震化について。消防団は消防組織の一翼を担い災害現場での消火活動、要救助者の検索、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など幅広い活動を行います。発災直後の初期に消防団がリーダーとなり地域住民の相互の助け合い、人命救助、初期消火の活動が被害の軽減につながります。災害時のリーダーとなる消防団の拠点は消防器具庫・詰所であります。この消防器具庫について先般行われた地域代表との意見交換会において「耐震化されているか」との質問を受け、消防署に問い合わせました。飛騨市の消防器具庫は古川方面隊20施設、河合方面隊9施設、宮川方面隊6施設、神岡方面隊18施設あり、古川9施設、河合1施設、宮川1施設、神岡4施設と合計15施設が新耐震基準（昭和56年6月1日以降適用）以前に建築され、耐震診断もされてなく耐震化が必要な施設であります。災害時に地元消防団の拠点となる施設が耐震診断すらなされていないという事態をどのように考えているか伺います。

2番目、指定避難所の安全性について。指定避難所は災害の危険性があり、避難した住民などを災害の危険がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させるための施設で災害対策基本法施行令第20条の6に避難所の条件を、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであるこ

と。速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること。想定される災害の影響が比較的少ない場所であること。車両などによる輸送が比較的容易な場所であること。の全てを満たすことと定められています。しかし、これらの条件をすべて満たしていない避難所もあります。地域代表者との意見交換会でも「地域の集会所が避難所となっているが、実際に避難所に指定されている所へ土砂崩れが発生したこともあり避難所としているが、土砂崩れに適さなくても避難所となっているという矛盾点がある。一つ一つの集落が小さくなってきていて、自主的に地域で要件を満たす避難所の建設は出来ない。しかし、人命に係わることなので、こういったところに市行政として対策をお願いしたい」との要望が出されました。他にも神岡町東町区の避難所は区民が全員避難すると270名ほどになり滞在させるには無理があります。災害に対し安全性が確保できない避難所、収容能力不足である避難所があることを市はどの様に考えているか伺います。

3番目、緊急輸送路、災害時の通行確保について。東日本大震災や熊本地震で建物の倒壊により道路がふさがれ、避難や救助・復旧活動や支援物資の輸送に支障を来したことを踏まえ岐阜県では平成29年度から、災害時に緊急車両が通る1次緊急輸送道路沿いの古い建物について、所有者に耐震診断を義務化する方針を固め、診断は全額公費で負担。国が半額、県と市町村で残りを負担するとしています。これは倒壊時に道路幅の半分をふさぐ可能性のある高さ6メートル以上の建物で、昭和56年5月末までに着工された建物が対象となります。飛騨市も1次緊急輸送道路、2次緊急輸送道路、3次緊急輸送道路を指定しています。飛騨市の2次、3次緊急輸送道路は、道幅が狭く建物が密集している地域を通っている箇所もあり建物の高さが6メートルと高くなくても倒壊すれば道路をふさぐことが考えられます。市はこれら緊急輸送道路沿いの耐震診断対象建物を把握しているか、また、対象建物の耐震診断の義務化についてどのように対処するのかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔消防長 坂場順一 登壇〕

□消防長（坂場順一）

消防団器具庫・詰所の耐震化についてお答えします。

現在、飛騨市内には51箇所の消防団器具庫・詰所があり、そのうち昭和56年6月1日以前の新基準適合前に建てられたものが15箇所ありますが、現在、消防団器具庫・詰所につきましては耐震診断を行っておりません。消防団器具庫・詰所は、議員が触れられたとおり、災害時における消防団の活動拠点として重要なものと捉えております。

一方、現在、飛騨市消防団では消防団検討委員会が行われており、その中で、消防団器具庫の統廃合についても検討しております。その検討結果を踏まえ、今後も使用していく新基準前の消防団器具庫・詰所の耐震化を進めてまいります。

また、耐震診断及び耐震化の実施につきましては、重要な防災活動拠点という観点から、国、県へ補助金等の要望も合わせて行ってまいりたいと考えております。

〔消防長 坂場順一 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

2点目のご質問、指定避難所の安全性についてお答えいたします。

議員からお話がありましたように、土砂崩れ時に危険な場所が避難所となっている場所があったことは事実であり、市では平成26年よりその見直しを行ってきたところであります。そのきっかけとなりましたのは、東日本大震災において津波で避難所が流されるといった事例があったことを受け、平成25年6月に災害対策基本法の改正があったことです。これにより、災害ごとの明確な区別なく指定していた「指定避難所」を見直し、切迫した災害の危険から免れる場所を「緊急避難場所」として指定したうえ、その種別も土砂災害や洪水等災害種別ごとに分けること、また、避難生活を送るために滞在する「避難所」を指定することが義務付けられました。

市は、法の改正を踏まえ、過去2年間にわたり区長等との意見交換等を行い、住民の意見を取り入れながら従来の指定避難所の見直しを行い、本年11月30日に新たに指定をしたところです。

この中では、土砂災害、洪水、地震、大規模火災といった災害に応じ命を守るために緊急的に避難する「指定緊急避難場所」として指定の適否を確認するとともに、被災者が一定期間滞在する場所を「指定避難所」として指定したところです。例えば、宮川町牧戸地区では、土砂災害特別警戒区域内の地区集会施設が避難所として指定されていたものを見直し、指定緊急避難場所としては宮川町公民館を指定し、土砂災害の危険が高まった早い段階で避難を促すようにしたところです。

また、神岡町川西区では、例えば地震により長期の避難生活が必要になった際の避難施設として大津神社を指定していましたが、見直しの結果、避難生活には適さない施設であると判断いたしました。その上で、指定避難所は、神岡町ふれあいセンター等の一定期間、避難生活が可能な施設を指定したところです。

こうした対策によりまして、議員ご指摘のような矛盾は解消できたものと思っております。しかしながら、地域によっては収容能力が不足する施設が存在することは承知しております。新たな避難所を整備することは財政的にも困難であり、近くに適切な避難施設がない場合は、早い段階で別の避難施設へ移動していただくなどソフト面における対応と、砂防堰堤の整備要望などハード面における対応を進めながら、市民の皆様の安全を確保してまいりたいと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

3点目の緊急輸送路、災害時の通行確保についてお答えします。

緊急輸送道路沿線の建築物の耐震化につきましては、平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務付けられました。これによる対象建築物の指定は、概ね、第1次及び第2次緊急輸送道路については県が、第3次については市が行うこととなっております。

市内の対象建築物の調査につきましては、県と協力して平成18年度より実施しており、現時点で約100軒の建築物を把握しています。次の段階としては、この結果を踏まえて、耐震診断の実施を促す建築物の指定が行われることとなっており、来年度は県において第1次緊急輸送道路の国道41号沿線建築物について指定が行われる予定です。

また、第2次、第3次については、第1次の結果を踏まえ検討を行います。指定が行われた後は、県と協力して、建築物所有者に対して個別説明等を行い診断実施を促してまいり、診断費用につきましては、国、県、市で全額負担する方針となっておりますのでお願いします。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○7番（徳島純次）

1番目の消防器具庫・詰所の耐震化についてももう少しお伺いいたします。

地域代表者との話し合いの中で、先ほども消防長が言われましたが消防団の詰所となり拠点となるわけですが、ここにトイレがないと。トイレを作ってほしいという話を出したところ、「人数が少ないのでトイレは必要ないのではないか」ということでトイレの設置ができなかったと伺いました。しかし、拠点であるということは長時間そこに滞在しますので、人数に関係なくトイレは必要だと思いますがいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□消防長（坂場順一）

お答えします。消防本部としましては人数に関係なくトイレの設置はやっていかなければいけないと思いますが、先ほども申し上げましたように、現在、消防団検討委員会におきまして詰所の統廃合も検討されているところでございます。その検討結果を踏まえて、団員の減少やいろんなことを含めまして、器具庫の更新の際にはトイレを作っていくことをやっていきたいと考えております。

○7番（徳島純次）

ぜひトイレの設置を検討していただきたいと思います。

それでは2番目の指定避難所の安全性についてですが、東南海地震、東海地震は向こ

う30年に70%～88%という高い数字での発生率が報告されています。いつ起きてもおかしくないような状況なんです、市のホームページによりますと避難所のうち、河合で3施設、宮川で4施設、神岡で3施設がまだ耐震化が完了していないというものがありますが、この耐震化はされるのでしょうか。また、されるとすればいつまでに耐震化されるのか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

今回の法改正に基づき、指定避難所それから緊急指定避難場所を新しく設定をしています。緊急指定避難場所におきましては、災害の種別ごとにとすることで洪水の場合は適している、地震の場合は適していないということを市民に明らかにして知らせていくということで災害の種類に応じて避難場所、避難施設というものを設定しております。

耐震化につきましてはやはり財政的なこともありますので、全てできるということは即答できません。ただ、くどいようですが災害の種別ごとに指定しているというのが現状でございます。

○7番（徳島純次）

今の回答を伺いますと、耐震化ができていないところは地震の避難所に指定されていないというように考えていいんですか。

□総務部長（東佐藤司）

そのとおりです。

○7番（徳島純次）

先ほど平成27年11月30日に災害ごとの避難所を指定されたと伺いましたけども、平成28年ですか。

□総務部長（東佐藤司）

つい最近、ことしの11月30日です。

○7番（徳島純次）

それではなるべく早くそういう情報を上げていただきたいと。ネットで調べますとまだ古い情報がありますし、平成23年の情報がそのまま載っている。先日、市のほうへ伺いましたら、私が調べただけでも4件か5件は耐震化できている。でもこの資料をみますとできてないという資料になっています。なるべく早く上げてほしいと思いますが、ことしの11月だったらいつ頃ネットに上がりますか。

□総務部長（東佐藤司）

申しわけございません。遅れておりました。

今月、各地区で区長会が行なわれております。その場で一覧表を配布し説明を行なっておるところでございます。ホームページの更新につきましては準備中です。それから今後、広報誌を作成したり全戸配布のチラシを作成したりということは計画しております。

す。いつまでとは言えません。

○7番（徳島純次）

ぜひ、早く通知していただきたいと思います。住民に周知しないと実際に起きたときどこへ逃げたらいいかわからないというふうになります。現在、私も調べる前は逃げる場所は1カ所しか知らされていないので、たとえば今地震が起きた、火災が起きた、水害が起きたといっても逃げる場所は1カ所だと思っていますから、災害ごとに避難場所が変わったのなら市民への周知徹底をしないとそれをやっても何の意味のないということになりますので、早急に住民の周知をお願いしたいと思います。

それから先ほど、緊急避難道路に関して今後2次3次をやっていくということでした。第1次は国道41号のみだと思うんですが、国道41号で対象となっている飛騨市の建物はどれくらいあるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

お答えします。こちらの調査した結果はまだ岐阜県のほうで公表されておりませんが、確実な数字は控えさせていただきますが、数件でございます。

○7番（徳島純次）

これは先ほどの条件にあっても必ず対象にならないということですか。先ほど1次緊急避難道路に指定されている道路、国道41号ですけどそのところで例えば昭和56年5月末以前に建築されたもので、6メートル以上の建物であれば指定されるという条件なんですが、それを満たしていても必ずしも県のほうで診断の建物とはしないということでしょうか。

□基盤整備部長（青木孝則）

旧基準によるものと、6メートルですね。木造じゃないものもございますし、これは今の12メートルという道路幅前面の、道路幅に対して45度で上がってきたラインで建物でなくて境界線から6メートルの線、45度の線がひっかかったものについてはというふうでカウントして調査物件としては41号沿いで数件あったと把握されております。

○7番（徳島純次）

3次は市だけの対象だと思うんですが、そうなると3次のところでも市内で住宅が密集している場所を通っている部分もあると思います。そういうところは1次2次が済んでからということになると非常に遅くなると思います。先ほどいいましたように南海トラフ地震等も70%近くの発生率が予想されていますし、遅くなれば道路を塞ぐことが十分に考えられます。市単独で診断を義務化するというようなことは考えられませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

国の制度自体が今始まったばかりですので、1次ということで緊急に道路ということで結果を踏まえながら、その基に2次3次というふうに進んでいきたいと考えておりますので、どういう問題点が起きるか検討していきたいと思っております。

今回の場合は、耐震診断をしなければいけないという義務と、耐震診断が出た結果を公表しなければいけないということが今回の法ですので、それに向けて行うということです。補強工事が行なわれるということではないのでお願いします。

○7番（徳島純次）

緊急輸送道路というのは非常に重要な道路ですし、災害が起きたときの支援物資を運ぶものもあります。今、国道41号がそういうふうになって、飛騨市の集積所まで来ても末端の方に配布するには2次、3次の避難道路も非常に重要な道路ですので、なるべく早く診断をしていただいて、耐震化が必要なものは耐震化をぜひするようにしていただきたいと思っております。

それから指定避難所のほうにつきましても、周知をなるべく早くしてほしいことと、審議会で審議されているんでしょうが、消防団の器具庫も耐震診断それから耐震化、トイレの設置を早急に実施されるようお願いいたしまして私の質問を終わります。

〔7番 徳島純次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で7番、徳島純次君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。再開を、午後2時30分といたします。

（ 休憩 午後2時17分 再開 午後2時30分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に4番、住田清美君。

〔4番 住田清美 登壇〕

○4番（住田清美）

それでは議長のお許しをいただきましたので今議会一般質問のラストバッターとして登壇させていただきます。

私は、高齢者福祉についてと病児・病後児保育についての2点をお尋ねしたいと思います。

はじめに高齢者福祉についてお尋ねいたします。10月30日に古川町・朝霧連合会



結成50周年記念式典が開かれました。朝霧連合会の前身は古川町老人クラブで、会員数は3,447人です。地域ごとに結成されている単位クラブを中心に活発な活動をされ、生き生きと過ごしておみえです。市内には、このほか神岡町・河合町・宮川町にもそれぞれ老人クラブ連合会があり、シルバーパワーは今や飛騨市の元気印といっても過言ではないと思います。人はいずれ歳をとり高齢者となります。いつまでも元気でありたいとみなが願うことですが、残念ながら病気になったり、介護が必要となったりします。高齢化の進む中、飛騨市で健やかに年を重ねていくことができるのでしょうか。

そこで、飛騨市の高齢者福祉について次の4点についてお尋ねいたします。

1点目、高齢者福祉の充実についてです。

飛騨市の高齢化率は現在37%を超え、10年後には41%になると予測されています。現に河合町・宮川町・神岡町では40%を超え、高齢化が進行しています。加えて介護が必要な要介護認定者数は現在1,600人を数え、そのうち7割が認知症の方々です。要介護認定者は今後5年から10年後にピークを迎え300人ほど増えると予測されています。少子高齢化は人口構造からしてもすぐに好転するものではなく高齢化は避けて通れない問題です。

市長は常々、「名古屋や東京などの都会でも今後高齢化が進み、20、30年後には今の飛騨市と同じようになる。そのためにも今・高齢者福祉について飛騨市が取り組むことが今後の先進事例となるように力を入れたい」と言われています。しかし、支える人が減少し、支えられる人が増えていく現状は待たなしです。飛騨市が取り組むべき高齢者福祉についてどのようなビジョンを展開されていくのでしょうか。

2点目、介護人材の確保についてお尋ねします。

その1つ目、介護人材確保対策事業の成果についてです。介護職員不足は全国的な課題ですが、飛騨市でも今後増えるであろう要介護者の数から推測しても憂慮すべき問題ではないでしょうか。当市では6月補正で介護人材確保対策事業として、市内で初任者の研修受講機会を確保することや、シニア介護事業所就職奨励金制度などを構築されました。その成果は反映されていますでしょうか。

介護人材の確保について2つ目、シニア層の介護参画についてです。今後支える人が少なくなる中で、60代・70代の元気なシニア層の方々が介護する側で力を発揮する機会の創出を考えてありますか。もちろん今でもボランティアで支えてみえる部分もありますが、しっかり制度化を図り、有償化することも一案ではないでしょうか。

介護人材の確保について3つ目、外国人介護福祉士の受入れについてです。飛騨市内あるいは飛騨圏域といった限られたキャパの中で介護の専門職を増やすことはなかなか難しいと思います。外国人介護福祉士の受入れについてはどのように考えてみえるかお尋ねいたします。

3点目、元気な高齢者を増やすためにです。日本人の平均寿命は世界でもトップクラスですが、いつまでも若さを保つことは不可能です。平均寿命と健康寿命の差をみてみ

ますと、男性で9年、女性で12年ほど、病気を抱えて生活しなければならないという統計が出ています。いわゆる元気でいられる健康寿命を延ばし介護予防をする必要性が出てきます。当市では「出かける・参加する・生きがいを持つ」ことが介護予防であり、認知症予防であると推奨しています。そのための一端として「高齢者リハビリ元気推進プロジェクト」を立ち上げ、回復期のみならず生活期や予防期、維持期のリハビリ強化に取り組んでいます。現在の進捗状況についてお聞かせください。

4点目、介護保険第7期計画に向けてお尋ねします。平成30年度からの介護保険第7期計画に向けて29年度には計画を策定するものと思われませんが、現段階での方向性がありましたらお聞かせください。

以上、高齢者福祉についてお尋ねしました。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

高齢者福祉の充実についてお尋ねでございます。私からは、高齢者福祉に関するビジョンについて基本的な考え方についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、飛騨市では古川町以外の3町は高齢化率が40%を超えておるといってございまして、全国推計の45年後以降の姿が既に現れている状況にあります。介護ニーズの高まるのが75歳以上と言われておりますが、これらの方々を74歳以下の方々に支えるという人数のバランスで見ますと、3人で1人を支えるような状況となっております。これがこの先20年以上かけて2人で1人を支えるような状況にまで進んでいくと見込まれておるところでございます。

こうした将来見込みに対する対応は大きく二つあり、一つは支える方、つまり介護人材の確保あるいは維持をどうするか。もう一つは、支えられる人方、つまり要介護高齢者をどれだけでも減らし、寿命までなるべく健康でいていただけるようにすることです。

このうち、支える方、介護人材の確保については、およそ考えられることはどんなことでもとにかくやってみるという姿勢が重要であると考えておりまして、シニア世代の介護参加を含めまして介護人材の新規発掘、外部からの流入、離職防止の緊急対策と、中期、長期の取り組みを始めたところです。詳細については、後ほど部長から経過について答弁いたします。

次に、要介護となる高齢者を減らしていくという観点ですが、人生の終末までなるべく健康な体でいる、いわゆる健康寿命の延伸ということになるわけですが、これには健診をはじめとする保健活動と、これも後ほど部長から説明しますが、在宅生活の質を高めるリハビリを重視した介護予防の取り組みにも力を入れているところです。

また、シニア世代の方々に元気で活躍していただくことも大事なことであり、趣味や生涯学習、軽スポーツなどに加え、就労やボランティア活動を含め、元気シニアの様々

な社会参加や地域交流の場の拡充といったことに取り組んでまいります。

実際に、飛騨市全域におきまして、私自身、高齢の方々がいきいきと自分自身の楽しめる活動に取り組まれている様子を各地で拝見しておりまして、大変うれしく思っております。今後とも引き続き、色々なところに顔を出させていただき、高齢の皆さんの取り組みを大いに励まし、また支援する方法を考えていきたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは、介護人材確保対策事業の進捗と成果について以降の質問についてお答えいたします。

まず、介護人材確保については、新たな介護人材の創出とスキルアップによる現職の離職の防止を図るため、これまで市外でしか受講機会がなかった介護職員初任者研修を市内で開催しました。現在18名の方に受講いただき、このうち6名が介護の未経験者です。受講終了後は、こうした方々に対して、市内の介護事業所への就業を働きかけてまいります。

同じく新たな介護人材として、60歳代の元気シニアの介護職就業を促進するため「シニア介護職就職奨励金」を設けました。これにより市内各事業所に、これまであまり意識されなかったシニア世代の就労にも目を向けていただけるようになりました。一部の施設では、市外の施設からの経験者の採用や、早朝時間帯に勤務するパートの採用などで、正規職員のシフト負担の軽減が図られるなどの成果が現われ始めております。引き続き市内外への制度の周知に努めるとともに、社会保険加入・半年勤務というシニア介護職就職奨励金の要件を短時間勤務でも該当するよう緩和して、より多くの方に利用していただける制度にしたいと考えています。

シニア層の介護参画については、「しっかり就労」、「できること就労」、「ボランティア参画」の枠組みの中で、シニアの方々の様々なニーズにアプローチできるよう、複数の入口を設けています。

まず、「しっかり就労」とは、介護事業所への就業を目指すもので、シニア介護職就職奨励金や、介護職員初任者研修の市内開催により、今後も積極的にアプローチしてまいります。

「できること就労」は、ホームヘルパーや介護福祉士などの資格職でない方による家事援助等の軽度生活援助に従事する就業で、介護保険の新総合事業で制度化されたものです。市が開催する養成講座を修了した方で活動を行うため、「飛騨市支えあいヘルパー養成講座」をこの11月にスタートし、29名の方に受講いただきました。

「ボランティア参画」については、昨年度創設した「介護サポーター制度」でボランティア参画のきっかけ作りを行っています。昨年度実績で198名の方に登録いただき、介護施設でのボランティア活動に従事していただいております。評価ポイントの合計は、2,405ポイントで、24万0,500円の商品券交換がありました。

これらの事業を継続し、シニアの介護参画を積極的に進めてまいります。

次に、外国人介護人材については、飛騨市でも、内部での人材創出と外部からの人材流入策に加え、新たな人材確保策として注目しています。

国でも規制緩和が進められ、今国会において、在留資格に「介護」を新設する「改正入管法」と、技能実習制度を拡充し、対象職種に「介護」を新たに加える「外国人技能実習適正化法」が成立しました。

外国人の介護人材活用については、日本語の熟度が充分でないことによるサービスの低下などが懸念されています。他の職種では、安価な労働者としての雇用なども問題となりましたが、国は、雇用先企業を監督する機構を新設するなど、外国人介護人材の拡大を積極的に進めようとしており、日本への流入は大きく進むものと思われま

す。現在、市内で特別養護老人ホームを運営する3つの社会福祉法人と継続的な勉強会を行っていくことを計画しており、受入れる場合のアプローチの方法や、住まいの確保、受け入れた場合の課題等を整理し、研究してまいります。

「高齢者リハビリ元気推進プロジェクト」は、急性期・回復期の病院等を主体としたリハビリのみならず、生活期のリハビリに着目し、在宅生活の中でリハビリを行うことを多くの市民が実践できる体制をつくることで、在宅生活の質を高めることを目的としています。

まずは、市民にリハビリの効果を知っていただくための夏の市民講座の開催を皮切りに、この秋は、地域の医療・介護関係者を中心に、集中的に研修やセミナーを3本立てで開催し、延べ145名の方に聴講いただきました。参加者からは、「リハビリを通じて強みや生きがいを引き出せることがわかり、意識の持ち方が変わった」、「リハビリ専門職の関わりで高齢者の意欲が引き出せ、チームケアの目標が明確になることがわかった」などの声が聞かれ、その有効性が認識されつつあります。

また、6月補正で補助金を予算化した介護保険の通所系リハビリサービス事業所の誘致については、現在高山市内の事業所が、来年度、古川町内での開業に向け準備を進めており、今後も緊密に連携し、市民へのリハビリ提供体制を整えてまいりたいと思っております。

次に、第7期介護保険事業計画についてお答えします。

介護保険制度は3年に一度、定期に見直しを行います。平成30年度からの制度改正に向け、現在、国の社会保障審議会などでその方向性が審議されており、今冬の国会に改正法案が提出される見込みです。各市町村ではその改正内容を踏まえ、今後3年間の地域の介護体制整備の具体的な計画を立て、介護給付の見込み額を算定し、3年間徴収

する第1号被保険者の介護保険料を決めることとなります。平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画は、来年度に策定します。市民のニーズとしては施設の増設要望は高いわけですが、介護人材の確保が難しい状況にあり、サービスの提供量は現状維持の方向で検討せざるを得ないと考えております。

このような状況から、市では、在宅介護の負担軽減につながる新しいサービスの確保を図りながら、第7期を介護予防、地域包括ケアの体制づくりに注力するための期間と位置づけ、介護人材確保の取り組みをより一層強化していくことを中心とした計画にしたいと考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

飛騨市の今後ますます高まるであろう高齢化率に鑑みまして、市長からは支える人、考えられることは全て考えて増やしていくというような言葉、それから支えられる人、いわゆる元気で高齢期を迎えることに注力するという言葉をいただきました。その中でこの支える人、介護福祉士さんとか介護をする方を増やすということは大事なことだと思います。先ほども介護人材確保対策事業の成果について答弁をいただきました。現在18名受講されていらっしゃるということです。その他にもシニアの就職奨励金など手を打てることには着手されていますが、このことよって介護職が目に見えて増えたというような実感はございますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

6月からはじめた事業ということで、まだ目に見えて増えたという実感はございません。ただ、事業開始以降、離職された職員がいらっしゃるということは聞いておりませんので、ある程度の成果はあったのかと考えております。

○4番（住田清美）

私もぜひ飛騨市内で受講が可能になりましたので、初任者の研修も。この18名の方がぜひ市内の事業所で介護のほうで支える人のお一人としてがんばっていただけることを期待するものであります。

それから介護の就職奨励金は現在、シニアの方に限って5万円提供されていますが、これはシニアでなくて、他の介護職として就職された方に何か特典というのは現在ございますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

若年の方が就職された部分については、介護職に限定しては今のところありませんが、例えばU・Iターンして戻ってくるという部分につきましては、市の人口減少対策事業

でU・Iターンの奨励金なりがございまして、そちらのほうを活用していただくという流れになっております。来年度に向けてその辺は調整なりさせていただきたいと考えております。

○4番（住田清美）

本当に今、介護職不足ですのでぜひこのシニアの枠を外していただいて、介護職に就職される場合に特典があるようなことをまた考えていただければと思います。

それからシニア層の介護参画についてですが、60代・70代の元気な高齢者の方が支える側に回るということで、今「しっかり就労」、「できること就労」、「ボランティア」ということもありました。その他に元気でシニアの方が過ごすことも必要ではないかと思ひまして、今シニアの方それぞれ健康教室とかボランティアの教室とか健康体操も含めてさまざまなお出かけになる機会が多いと思いますけども、議員の予算の提案の中にも入れさせていただいて、視察の中の結果なんですけど、そういうところに出かけられたときにポイントをつけてこのポイントがいくつかたまると、例えば商品券ですとか入浴券、授産施設の物品と交換するようなところを視察してまいりました。提言書にも書いております。そういうような出かけたことによって何か特典があってそれが対価として何かがあるというような有益なものにつなげるようなお考えは来年度に向けてありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

ご家庭に引きこもらずに外へ出ていただくという部分で、サロンとかいろんなものがあるわけですが、それらの行動あるいは活動の参加に対してポイントを付与して奨励したいということは今、内部で検討をしております。

来年度事業に間に合うかわかりませんが、ポイントの付与によって動機付けになればいいことであると考えておりますので、前向きに考えてまいりたいと思っております。

○4番（住田清美）

次には通所リハビリの専門職によるリハビリ通所サービスのことについて、今民間の方が来年度開業予定ってことをお伺いいたしました。介護職員もそうですしリハビリ職もですけど、関わる方って段々厳しい状況にあるんですけど、今度開所される方は民間の方だと思いますけどスタッフさんの準備中もしっかりされておられるという情報でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

今飛騨市に進出を検討されている事業所さんは、高山市の中でリハビリのデイサービスをやっている事業者さんになります。そちらの方で試験的な形で飛騨市のほ

うに出していただけるということなので、人材にある程度確保の目処がついている状況での進出という理解ですので、今の事業所さんについては問題はないという認識でおります。

○4番（住田清美）

介護保険の第7期計画に向けましては来年度から着手をされるということなのですが、やっぱりその市民の皆さんからは、施設の増設の希望が高いけれどなかなか介護職不足でもあり現状維持というような答弁をいただきました。また、このことについてはしっかりと話し合いたいと思うんですけど、国も今、1億総活躍社会といいながら介護の問題については在宅による介護を進めております。飛騨市もおっしゃるように在宅の介護のほうを進めていくということですので、やっぱりその辺の市民ニーズと対象の方のお気持ち、家族の問題いろんな問題がからんでくるとは思いますけれど、今後飛騨市としても在宅を進めるってことは在宅に対する手当てといいますかその辺をしっかりと充当とするというお気持ちでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

在宅のほうの支援につきましては先般9月議会でしたか、福祉用具の区分支給限度額を引き上げるとかということで在宅介護の負担の軽減を図る策も講じました。そういう部分を含め在宅によって介護していただく方の負担軽減を図ることも含め、施設が今27床休床状態となっておりますが、それが早く開けるように介護人材の方を確保していくのが当面の課題であると思っております。それに向けて第7期、今もそうなのですが、いろんな策を打っていくということで考えておりますのでお願いします。

○4番（住田清美）

もったいないですよ27床空いたままっていう現状は。やはり介護専門職の増員というのは喫緊の課題ではないかと思っております。どうか私が年を取ってもしっかりと飛騨市の中で高齢者として過ごしていけるような施策を今から着実に進めていくことを希望いたします。お年寄りが元気で暮らしていける飛騨市であってほしいと思います。

お年寄りの次は子供の質問をさせていただきたいと思います。私は今度、病児・病後児保育についてお尋ねいたします。

子育て支援については、平成27年3月に策定した「飛騨市子ども・子育て支援事業計画」に基づいてさまざまな施策を展開されていることと思います。中でも保護者からのニーズ調査の中で要望が大きかった病児・病後児保育については、本年10月からさくらの郷あさぎり施設内にて、病児・病後児保育室「む～みん」が開設されました。

このことにより、仕事をもちながら子育てする親ごさんにとっては、子どもが病気になった時、安心して預けられる場所ができ、心強い支援が増えました。開設してまだ2カ月ですが、現状と今後の展開につき次の点をお伺いします。

1つ目に利用実績についてです。「む～みん」には専属の看護師と保育士を配置され、病児の受入れをされていますが、2か月間の利用実績をお伺いします。特に3歳以上児と未満児の比較率もお示してください。

2つ目に対象児の拡充についてです。対象児について、現在は保育園に在園する園児のみとなっていますが、保育園に入園されていないお子さんと小学生の受入れの考えはありますか。参考までに、高山市の病児保育の受入れ実績は、小学生14%、3歳以上の保育園児34%、3歳未満児50%となっています。特に小学校低学年の児童についても利用の要望があるのではないのでしょうか。現に放課後など家庭での見守りが困難な場合の放課後児童クラブ利用者は、小学校1年生から3年生までが250名近くあり、全体の7割を占めています。病気のときなど、到底一人で置いておくことはできないと思います。小学校3年生くらいまでの受入れ拡充と同時に、入園前の乳幼児についても保護者の都合で利用したい場合があると思います。こちらの受け入れについても拡充の考えはおありでしょうか。

3つ目に利用料金についてです。病児・病後児保育の利用料は、1日2,000円ですが、生活保護世帯、高校生までの児童を3人以上養育している家庭は免除となっています。しかし、市民税非課税世帯も免除にならないのでしょうか。といいますのも、飛騨市の保育料は市民税非課税世帯は3歳以上児については0円ですし、放課後児童クラブ利用料も市民税非課税世帯は無料となっています。低所得家庭に配慮した利用料金設定についてはどうお考えでしょうか。

4つ目に高山市との広域連携についてです。当市の病児保育は市内保育園に在園の園児、または市内在住で市外の保育園に在籍している園児を対象とし、定員4名で運営されています。また、高山市では平成21年に病児保育室を開設され、現在高山市内在住の生後6ヶ月から小学校3年生までの児童を対象とし、定員6名で運営されています。この場合飛騨市在住で高山市の保育園に通っている園児は、高山市の病児保育を利用することはできません。保護者のニーズで高山市の病児保育を利用したい場合もあるかもしれません。また、今後病気の流行期など定員を超えてしまい利用を断る場合があるかもしれません。そんな時、広域連携によって他方に空きがあれば受入れできる場合もあると思われます。子どもの病気は予告なく発症します。保護者の勤務上どうしても見守りできない場合もあります。保護者にとって子育て支援の門戸が広がることはありがたいことです。高山市との広域連携を考えてみえるかお尋ねします。

以上病児・病後児保育についてお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

最初に、現在までの病児・病後児保育室「む～みん」の利用実績についてですが、本



年10月から11月末までの2ヶ月間では、延べ利用者数で25人、利用実人員では18人でした。延べ利用者数の内訳では、3歳以上児が4人、未満児が21人で、8割以上が3歳未満児の利用となっています。

次に、対象児の拡充についてですが、現在、社会福祉法人飛騨古川に委託しております病児・病後児保育室「む～みん」では、専属の保育士2名と看護師1名の3名体制で受け入れに対応しており、利用定員を4名に設定しています。ただし、対象児の病状によっては、その日の定員を多少増減することは差し支えないものとして、柔軟に対応していただけるよう運営者や利用者に配慮しています。このように、利用定員が少ないこともあり、当面の利用の推移を確認するため、保育園児のみを対象に事業をスタートさせました。これから風邪やインフルエンザが流行する冬のシーズンを迎え、利用者の増加も予想されますので、今しばらく様子を見た上で、対象範囲の拡充についても検討したいと考えております。

また、利用料金については、市民税非課税世帯は、来月「平成29年1月」より無料とするよう要綱の改正を行ないますのでよろしくお願い致します。

最後に、高山市との広域連携についてお答えします。現在の飛騨市の病児・病後児保育は、高山市から飛騨市の保育園に通う園児は飛騨市の病児保育室を利用できますが、飛騨市から高山市の保育園に通う園児は、高山市の規定では高山市の病児保育室を利用できないことになっており、当然、相互利用もできません。議員ご提案の連携については、可能になれば大変有効であると考えますが、高山市の担当者によれば、施設の年間利用者は1,000人を超えており、6人の定員を超えて預かることや、申込みを断っているケースも多いとのことで、現状では困難な状況にあるようです。高山市に新たな病児保育室ができるなど状況が変われば、広域連携について働きかけを行ないたいと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

ただいま2ヶ月間の利用人数について御答弁をいただきました。やはり8割が3歳未満児ということで、今、保育園も未満児さんの利用が大変多いですので、その分家庭でみることができない喫緊の未満児さんが多いのは必然的に病児の保育も多いかと思えます。また体調を壊すのも小さいときのほうが多いかと思えますが、単純にひと月で割りますと10人少しの利用ということで、この分なら拡充をしばらく様子を見てと御答弁いただきましたが、小学生までの拡充あるいは保育園に入っていない子の拡充についても早急をお願いしたいと思うんですが、やはりワンシーズン、冬のシーズンを終えてから判断ということですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

10月から受け入れを始めたということで本当に実績が浅い中、やっぱり利用される方は3歳未満児が多いということで、3歳未満児の利用がどんなふうに移っていくのか全く読めない状況です。なので、今期につきましてはちょっと様子を見させていたきたいと思っております。決して対象を拡大しないという方向ではありません。できるだけ多くの方に使っていただきたいと考えておりますが、やはり未満児の方がどんなふうな利用になっていくのかという部分と、あとは職員の方の慣れといいますかそういう部分も含めて様子を見させていたきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○4番（住田清美）

拡充をしないということではないので、実情を見ながらお願いしたいと思っております。あれだけ広範囲の高山市さんでも、生後6ヶ月から3年生までは対象児を広げてみえますのでその辺くらいまでは拡充をよろしくお願いしたいと思っております。

それから高山市との広域連携については向こうの実情もありなかなか難しいということですが、保育園に対してもそれぞれ広域入所ができるようにはなっておりますので病児保育についてもお互い連携ができれば親御さんにとってはより利用しやすい状況ではないかと思っておりますので、今後、もう少し話し合いを持ちながら連携に向けて進めていただけるようなご意思はございますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

高山市との連携については進めてまいりたいと思っております。ただ、高山市のほうが受け入れていただけるとかいう部分が一番大きな問題になってきますので、飛騨市としては連携をしていきたいという考えでおります。

○4番（住田清美）

飛騨市の子育て支援につきましては、利用者さんのニーズをしっかりと捉えていただきまして、一つ一つサービスを拡充していただいております。今後もこのような声に耳を傾けていただきたいと思っております。

私、一つ子育て支援でうれしかったことがございまして、9月議会で「検診のときに託児を」という声がありますよとお話をしましたところ、早速翌月から検診のときに専門のサポーターの保育士さんをしっかりとプロの方をお願いしての託児をはじめました。当日、たまたま支援センターにいらっしゃいましたが、支援センターを利用してしっかりと保育士をつけて10数名のご利用がありました。

市長がおっしゃるように市民の声に耳をしっかりと傾けて、できることはすぐにやっていくということがこのときに目に見えて感じさせていただきました。どうぞ今後とも市民の声をしっかりと聞いていただきまして、私どももそうですけれども、みんなで一緒に子供からお年寄りの方まで住みよい飛騨市づくりに邁進していきたいと思っております。

どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちましてラストバッターでございましたが、今議会の一般質問の最後の登壇者となりました。どうもありがとうございました。

〔4番 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで、4番、住田清美君の一般質問を終わります。以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第136号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第153号、財産の無償譲渡について（栄町ふれあい広場）までの合わせて18案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり各委員会に付託をいたします。

次に、議題となっております議案第154号、平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）から、議案第160号、平成28年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第3号）までの7案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よってこれら7案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

◆日程第28 議案第162号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第28、議案162号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは追加上程させていただきます議案の概要につきましてご説明申し上げます。議案162号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、去る12月2日に公布されました、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い改正するものでございます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第162号につきましては総務常任委員会に付託いたします。

◆休会

◎議長（葛谷寛徳）

ここでお諮りいたします。9月15日から9月27日までの13日間は、常任委員会、予算特別委員会審査等のため、本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、12月8日から12月13日までの6日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、12月14日、午後3時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後3時17分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（13番）

高原 邦子

飛騨市議会議員（1番）

仲谷 丈吾